

Discussion Paper Series No. 148

アメリカの所得分配の不平等化と税財政による
所得再分配機能及び租税負担配分の実態
—2000年代ブッシュ政権期を中心に—

片桐正俊

November, 2010

アメリカの所得分配の不平等化と税財政による所得再分配機能及び租税負担配分の実態
—2000年代ブッシュ政権期を中心に—

《目次》

はじめに

1 アメリカの税財政の現状

- (1) アメリカ税制の特徴—国際比較して—
- (2) アメリカの賃金所得に対する租税負担の特徴—国際比較して—

2 アメリカの所得不平等化の実態とその原因

- (1) アメリカの所得不平等化の実態
- (2) アメリカの所得不平等化の原因

3 政府移転と租税による所得再分配の効果の国際比較とアメリカの防貧対策の効果

- (1) 政府移転と租税による所得再分配の効果の国際比較
- (2) アメリカの防貧対策の効果

4 アメリカ連邦税制・個人所得税制の累進性と所得再分配

- (1) 連邦税制の累進性と所得再分配
- (2) 個人所得税制の累進性
- (3) 高所得層の負担軽減とキャピタルゲイン減税の恩恵
- (4) 低所得層の負担軽減
- (5) 2001年・2003年ブッシュ減税政策とその所得再分配効果

おわりに

《注》

《参考文献》

はじめに

本稿は、1970年代以降先進国で進んできた所得不平等と貧困の拡大の中で、低位ながらも福祉国家化しているアメリカが、2000年代ブッシュ政権期を中心にその税財政の再分配機能をどの程度働かせ、またその負担を国民諸階層間でどのように負担しあっているのかを国際比較して実証的に明らかにすることを目的としている⁽¹⁾。

明文化された生存権規定はないが、福祉国家を所得再分配国家と定義すればアメリカも福祉国家である。社会保険や公的扶助等の再分配制度といった「見える福祉国家」の面では、アメリカは西欧福祉国家に遅れているが、反面租税支出を利用した「隠れた福祉国家」の面ではかなりの発展を示している⁽²⁾。

前者の再分配制度としては、社会保障制度の中核である OASDHI（老齢・遺族・障害・健康保険）、65歳以上の高齢者を対象とした医療保険であるメディケア、公的扶助の主なものでは貧しい人のための医療扶助であるメディケイド、SSI（補足的保障所得）、TANF（貧困家族臨時扶助）/AFDC（要扶養児童家族扶助）、食糧切符、住宅扶助等がある。

後者の租税支出による再分配制度としては、個人所得税に限定しても、人的控除、扶養控除、医療費控除、適格住宅利子控除、個人退職年金口座(IRA)への拠出金控除、自営業者退職年金基金への拠出金、自営業税及び自営業者の健康保険料控除、勤労所得税額控除、児童税額控除、児童養育税額控除、老齢・身体障害者税額控除等がある。そして個人所得税制には再分配機能を発揮するためにさらに累進税率が適用されている。

これらの制度に関わるデータを時系列で完全に掌握し、所得再分配の効果の変化を明らかにし、かつ同時期の先進国との国際比較でアメリカの特徴を明確化できれば、研究としては申し分ないが、そのような完璧な研究はどこにも存在しない。分析には主にタックス・ポリシーセンターのデータや官庁データを使用するが、国内的には制度の変更や物価の変動等があり、国際的には制度の相違や為替レートの変動等があり、クリアな結論を得るのは容易ではない。しかし、今日グローバル化に伴って所得不平等化が進んできている中で、アメリカの所得再分配の効果とその国際的特徴を明らかにしていくことの意義は大きいと考える。

1 アメリカの税財政の現状

2010年10月15日の財務省の発表によると、2010年度（2009年10月～2010年9月）の連邦政府の財政収支は1兆2940億9000万ドルの赤字で終えた。財政赤字の規模は、第二次大戦後では2009年度が一番大きく対GDP比10.0%であったが、2010年度はやや下がって同比8.9%で依然戦後二番目の位置にある⁽³⁾。

1980年代のレーガン政権以来巨額の財政赤字に苦しんできたアメリカは、ようやくクリントン政権2期目にニューエコノミーを背景に赤字脱却＝黒字転換を果たしたものの、2000年代ブッシュ政権下で取られた対イラク戦争、対テロ戦争による軍事支出増と大型減税政策によって再度大幅な財政赤字国に転落し、同政権末期に起こったリーマンショックを契機とする金融危機とその後の不況に対して取ったオバマ政権の大型の景気対策によって、かつてない程に財政赤字は膨らんだのである。ブッシュ政権の大型減税の期限が2010年末で切れるので、それ以降この減税を恒久化するのか、一部継続するのか、廃止するのかによって、今後財政再建の見通しも大きく変わってくる。

また、ブッシュ減税のような租税政策は、財政赤字問題に関わるだけでなく、その恩恵の及び方が税引後所得の所得階層間の分布問題に大きく関わる。本稿の関心事は財政赤字問題よりも租税政策の所得分配への影響問題の方にある。

(1) アメリカ税制の特徴—国際比較して—

ここでは、その問題を考察する前提としてアメリカの税制の特徴を国際比較して明らかにしておこう。表1は国と地方を合せた主要税の対GDP比を国際比較したものであり、表2は国と地方を合せた主要税の対総税収比を国際比較したものである。国際比較の対象とした先進6カ国は、エスピノーアンデルセンが『福祉資本主義の三つの世界』の中で、脱商品化と社会的階層化の二つの指標を使って福祉国家を3つの類型に分類した（自由主義レジーム、保守主義レジーム、社会民主主義レジーム）のになら、自由主義レジームのアメリカとイギリス、保守主義レジームのドイツとフランス、社会民主主義レジームのスウェーデンを選び⁽⁴⁾、日本を加えたものである。

表1 主要税の対GDP比の国際比較(1970-2007年)

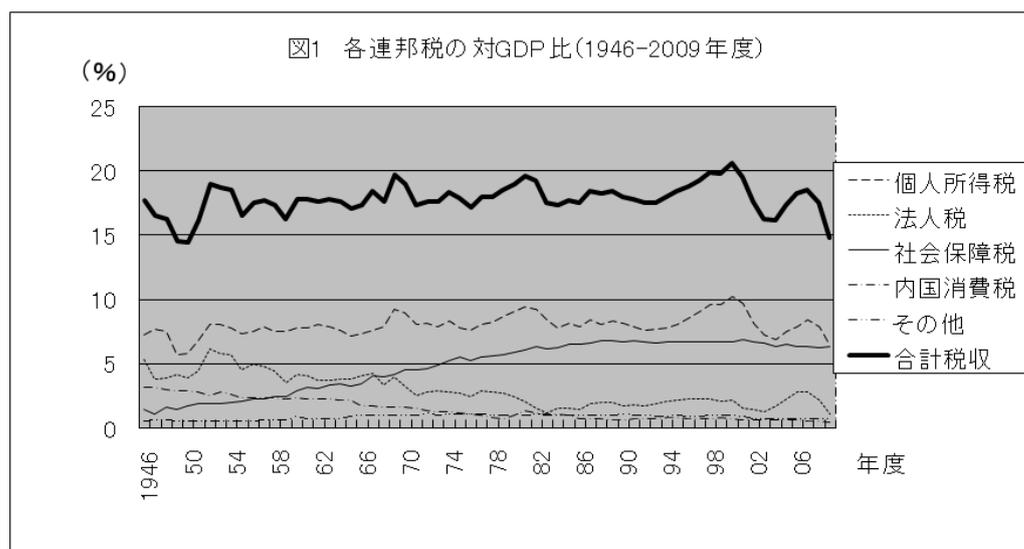
国名	年	総税収	個人所得税	法人税	社会保障負担		財産税	一般消費税	個別消費税	その他	単位:%
					被用者	雇主					
					アメリカ	1970					
	1980	26.4	10.3	2.8	2.4	3.1	2.8	1.9	2.2	0.9	
	1990	27.3	10.1	2.4	3.0	3.5	3.1	2.2	1.9	1.1	
	2000	29.9	12.5	2.6	3.1	3.5	3.0	2.3	1.9	1.0	
	2007	28.3	10.8	3.1	2.9	3.3	3.1	2.2	1.7	1.2	
日本	1970	19.6	4.2	5.2	1.7	2.3	1.5		4.1	0.6	
	1980	25.4	6.2	5.5	2.6	3.8	2.1		3.6	1.6	
	1990	29.1	8.1	6.5	3.1	3.7	2.7	1.3	2.2	1.5	
	2000	27.0	5.7	3.7	4.0	4.4	2.8	2.4	2.1	1.9	
	2007	28.3	5.5	4.8	4.5	4.7	2.5	2.5	2.0	1.8	
イギリス	1970	36.7	11.6	3.2	2.3	2.6	4.6	2.5	7.3	2.6	
	1980	34.8	10.2	2.9	2.2	3.5	4.2	5.1	4.6	2.1	
	1990	35.5	10.4	3.5	2.3	3.5	2.9	6.0	4.5	2.4	
	2000	36.4	10.7	3.5	2.5	3.5	4.2	6.6	4.5	0.9	
	2007	36.1	10.9	3.4	2.7	3.7	4.5	6.6	3.5	0.8	
ドイツ	1970	31.5	8.4	1.8	4.3	5.1	1.6	5.4	4.1	0.8	
	1980	36.4	10.8	2.0	5.6	6.7	1.2	6.1	3.4	0.6	
	1990	34.8	9.6	1.7	5.6	6.6	1.2	5.8	3.2	1.1	
	2000	37.2	9.4	1.8	6.4	7.1	0.8	6.8	3.3	1.6	
	2007	36.2	9.1	2.2	5.8	6.3	0.9	7.0	3.2	1.7	
フランス	1970	34.1	3.7	2.1	2.4	9.1	1.6	8.7	4.0	2.5	
	1980	40.1	4.7	2.1	4.5	11.4	1.9	8.5	3.4	3.6	
	1990	42.0	4.5	2.2	5.6	11.4	2.7	7.9	3.7	4.0	
	2000	44.4	8.0	3.1	4.0	11.0	3.1	7.5	3.6	4.1	
	2007	43.5	7.4	3.0	4.0	10.9	3.5	7.4	2.1	4.2	
スウェーデン	1970	37.8	18.8	1.7	0.7	4.4	0.5	3.9	6.2	1.6	
	1980	46.4	19.0	1.1	0.0	12.8	0.4	6.2	4.3	2.6	
	1990	52.2	20.1	1.6	0.1	13.6	1.8	7.8	4.8	2.4	
	2000	51.8	17.2	3.9	2.8	10.6	1.8	8.8	3.6	3.1	
	2007	48.3	14.9	3.8	2.6	9.8	1.2	9.3	3.1	3.6	

出所: OECD(2009), *Revenue Statistics 1965-2008*, pp.76-96より作成。

国名	年	総税収	個人所得税	法人税	社会保障負担		財産税	一般消費税	個別消費税	その他
					被用者	雇主				
					単位:%					
アメリカ	1970	100.0	36.6	13.2	6.9	8.5	14.2	5.8	11.7	3.1
	1980	100.0	39.1	10.8	9.2	11.9	10.7	7.0	8.3	3.0
	1990	100.0	37.1	8.9	11.0	12.9	11.5	8.0	7.0	3.6
	2000	100.0	41.9	8.7	10.4	11.6	10.1	7.6	6.3	3.4
	2007	100.0	38.1	11.0	10.3	11.8	11.0	7.7	6.0	4.1
日本	1970	100.0	21.5	26.3	8.5	11.6	7.6		20.9	3.6
	1980	100.0	24.3	21.8	10.2	14.8	8.2		14.1	6.6
	1990	100.0	27.8	22.4	10.6	12.7	9.4	4.4	7.5	5.2
	2000	100.0	21.1	13.8	14.7	16.4	10.5	9.1	8.0	6.4
	2007	100.0	19.6	16.8	15.9	16.5	9.0	8.8	7.1	6.3
イギリス	1970	100.0	31.5	8.7	6.1	7.1	12.5	6.8	19.9	7.4
	1980	100.0	29.4	8.4	6.4	10.1	12.0	14.7	13.3	5.7
	1990	100.0	29.4	9.9	6.6	9.9	8.2	16.9	12.6	6.5
	2000	100.0	29.3	9.8	6.8	9.6	11.6	18.1	12.4	2.4
	2007	100.0	30.1	9.4	7.5	10.2	12.6	18.2	9.8	2.2
ドイツ	1970	100.0	26.7	5.7	13.6	16.1	4.9	17.1	12.9	3.0
	1980	100.0	29.6	5.5	15.3	18.4	3.3	16.6	9.3	2.0
	1990	100.0	27.6	4.8	16.2	19.1	3.4	16.6	9.2	3.1
	2000	100.0	25.3	4.8	17.2	19.2	2.3	18.4	8.8	4.0
	2007	100.0	25.1	6.1	16.1	17.4	2.5	19.4	8.8	4.6
フランス	1970	100.0	10.7	6.3	6.9	26.6	4.8	25.5	11.6	7.6
	1980	100.0	11.6	5.1	11.1	28.4	4.8	21.1	8.4	9.5
	1990	100.0	10.7	5.3	13.2	27.2	6.3	18.8	8.7	9.8
	2000	100.0	18.0	6.9	9.0	24.8	7.0	16.9	8.2	9.2
	2007	100.0	17.0	6.8	9.3	25.1	8.1	17.0	7.0	9.7
スウェーデン	1970	100.0	49.8	4.4	2.0	11.7	1.5	10.3	16.3	4.0
	1980	100.0	41.0	2.5	0.1	27.6	0.9	13.4	9.2	5.3
	1990	100.0	38.5	3.1	0.1	26.0	3.5	14.9	9.2	4.7
	2000	100.0	33.3	7.6	5.4	20.4	3.4	17.0	7.0	5.9
	2007	100.0	30.9	7.9	5.5	20.3	2.4	19.3	6.4	7.3

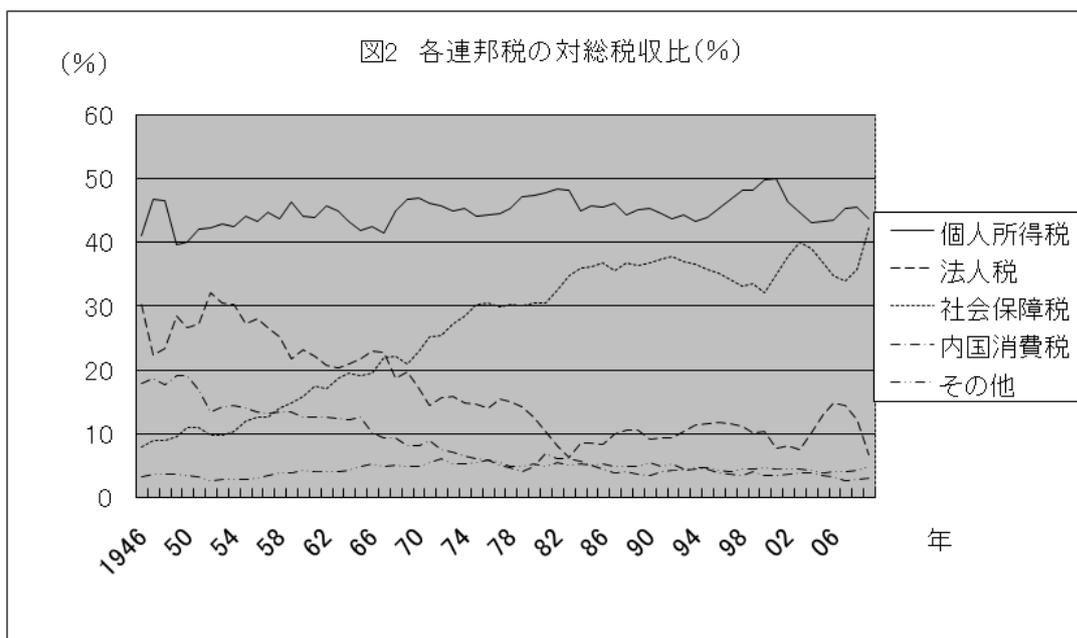
出所: OECD(2009), *Revenue Statistics 1965-2008*, pp.76-96より作成。

表1の国と地方を合わせた総税収の対GDP比を見ると、アメリカと日本の水準が20%台で低福祉国家たらざるをえないことが分かり、西欧福祉国家はいずれも30%を超え、スウェーデンは50%近くになっているが、高福祉高負担たらざるをえないことをよく示している。なお、アメリカの連邦政府について言うならば、図1を見れば明らかなように連邦総税収の対GDP比は、戦後概ね15%~20%の範囲内に収まってはいる。ただ2000年度の20.6%をピークとして、2009年度現在14.8%にまで下落しており、この10年間の税収の落ち込みは、途中回復傾向が見られたものの顕著である。



出所: Office of Management and Budget (2010), *Historical Tables, Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2011*, pp.34-35より作成。

次に、表 2 の国と地方を合せた主要税の対総税収比を見ると、西欧福祉国家のように付加価値税を導入しておらず、一般消費税といっても州・地方政府の小売上税しかないアメリカは、主な税源を個人所得税、法人税、社会保障税という 3 つの所得課税に大きく依存せざるをえない状態にある。これら 3 つの所得課税は、連邦政府の主要税でもある。図 2 をみると、その 3 つの税は、連邦総税収の構成の中で位置の変動を伴わずに推移してきているわけではない。個人所得税は、対総税収比で戦後概ね 40～50%の範囲内で変動している。しかし法人税は、戦争直後から 1980 年代初め頃まで長期低落傾向を示し、それ以降は 10%前後で今日に到っている。反対に社会保障税は、長期増大傾向を示している。1970 年代に入るまでに、社会保障税の割合の方が法人税の割合より大きくなってしまったのである。



出所: Office of Management and Budget (2010), *Historical Tables, Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2011*, pp.32-33 より作成。

(2) アメリカの賃金所得に対する租税負担の特徴—国際比較して—

租税全般に亘って詳細にその負担状況を国際比較し、明らかにしている文献はないが、賃金所得に対する租税負担に関してだけなら OECD が毎年刊行している『賃金への課税 (Taxing Wages)』がある。これを利用して、賃金所得に対する租税負担を国際比較してみよう (表 3)。賃金所得に課せられる租税負担として、同書では個人所得税、社会保障負担 (被用者負担と雇主負担)、賃金税だけを考慮に入れている。そして租税負担をみた場合、労働者の賃金所得に対する負担と雇主の労働コストに対する負担の両面から捉えている。前者の租税負担の推移を示したのが表 3 と表 4 であり、後者の租税負担の推移を示したのが表 5 である。表 6 は両方の租税負担の 2008 年における総括表である。

表3 所得税の対粗賃金所得比(1981-2004年)

年	単位:%					
	1981	1985	1991	1995	2001	2004
単身者 子供なしのケース						
アメリカ	23.5	21.8	18.4	18.1	16.8	16.5
日本	8.5	9.0	8.5	6.4	6.2	5.9
イギリス	23.4	22.3	18.7	18.2	15.5	15.9
ドイツ	16.4	18.1	18.4	20.8	20.1	19.6
フランス	8.6	7.4	8.1	8.8	13.5	13.1
スウェーデン	36.1	35.6	28.0	28.7	24.6	24.0
夫婦片稼ぎ 子供2人のケース						
アメリカ	14.4	14.5	11.3	11.0	4.3	2.4
日本	2.8	2.8	2.4	1.6	2.0	2.7
イギリス	19.8	17.9	15.4	16.6	10.2	8.1
ドイツ	9.7	10.9	8.7	9.6	-1.7	-2.8
フランス	0.5	0.0	1.0	1.9	7.0	7.1
スウェーデン	33.7	33.9	28.0	28.7	24.6	24.0

注: 賃金に関するデータは1991年からは生産労働者だけのものである。
 出所: OECD(2008), *Taxing Wages 2007-2008, Special Feature: Consumption Taxation As An Additional Burden on Labour Income*, p482, p485より作成。

**表4 「所得税プラス社会保険被用者負担マイナス現金給付」の対粗賃金所得比
—夫婦片稼ぎ 子供2人のケース—(1981-2004年)**

年	単位:%					
	1981	1985	1991	1995	2001	2004
アメリカ	21.0	21.6	19.0	18.6	12.0	10.0
日本	7.6	9.8	9.4	8.6	12.0	14.3
イギリス	19.4	18.5	16.5	18.6	10.7	9.8
ドイツ	19.8	23.1	22.4	25.0	18.9	18.1
フランス	6.6	7.7	11.2	13.8	14.4	15.1
スウェーデン	25.9	24.6	17.0	23.1	21.8	21.9

注: 賃金に関するデータは1991年からは生産労働者だけのものである。
 出所: OECD(2008), *Taxing Wages 2007-2008, Special Feature: Consumption Taxation As An Additional Burden on Labour Income*, p486より作成。

**表5 「所得税プラス社会保険負担(雇主と被用者の負担)マイナス現金給付」の対労働コスト比
—夫婦片稼ぎ 子供2人のケース—(1981-2004年)**

年	単位:%					
	1981	1985	1991	1995	2001	2004
アメリカ	26.8	26.7	24.8	24.4	18.3	16.4
日本	11.9	16.0	15.3	15.1	20.4	23.8
イギリス	26.8	26.2	24.3	26.1	18.1	18.0
ドイツ	30.9	34.2	34.3	37.3	32.7	32.2
フランス	NA	NA	NA	39.5	39.4	39.0
スウェーデン	42.9	42.5	37.7	42.2	41.1	41.2

注: NAは統計利用不可。賃金に関するデータは1991年からは生産労働者のものだけである。
 出所: OECD(2008), *Taxing Wages 2007-2008, Special Feature: Consumption Taxation As An Additional Burden on Labour Income*, p484より作成。

		単位:%								
		単身者				夫婦				
所得水準(平均賃金の割合)		67	100	167	67	100-0	100-33	100-67	100-33	
子供の数		0	0	0	2	2	2	2	0	
アメリカ	平均税率	所得税	14.7	17.0	22.8	-8.2	3.6	8.4	11.1	14.7
		被用者社会保障負担	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
		全支払-現金移転	22.3	24.7	30.5	-0.6	11.3	16.1	18.7	22.4
	限界税率	全租税の楔(雇主社会保障負担込)	28.0	30.1	35.5	6.8	17.7	22.2	24.6	28.0
		合計支払-現金移転:主稼得者	29.4	29.4	39.4	45.4	45.4	29.4	29.4	29.4
		合計支払-現金移転:配偶者	NA	NA	NA	NA	30.6	29.4	29.4	29.4
日本	平均税率	所得税	6.4	8.1	12.9	3.1	4.3	5.1	5.8	7.1
		被用者社会保障負担	12.2	12.2	11.4	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
		全支払-現金移転	18.6	20.3	24.3	11.7	14.1	15.5	16.5	19.3
	限界税率	全租税の楔(雇主社会保障負担込)	28.0	29.5	32.5	21.9	24.0	25.3	26.2	28.6
		合計支払-現金移転:主稼得者	20.9	25.8	30.3	20.9	22.4	22.4	22.4	25.8
		合計支払-現金移転:配偶者	NA	NA	NA	NA	19.6	19.4	20.9	19.4
イギリス	平均税率	所得税	14.6	16.4	23.2	1.9	14.8	13.4	15.4	14.6
		被用者社会保障負担	8.3	9.2	7.1	8.3	9.2	8.3	8.8	8.3
		全支払-現金移転	22.9	25.6	30.3	2.9	19.1	18.0	21.3	22.9
	限界税率	全租税の楔(雇主社会保障負担込)	29.7	32.8	37.5	11.4	26.9	25.2	28.6	29.7
		合計支払-現金移転:主稼得者	31.0	31.0	41.0	70.0	31.0	31.0	37.7	31.0
		合計支払-現金移転:配偶者	NA	NA	NA	NA	14.8	31.0	37.7	31.0
ドイツ	平均税率	合計租税の楔:主稼得者	38.8	38.8	47.7	73.4	38.8	38.8	44.7	38.8
		合計租税の楔:配偶者	NA	NA	NA	NA	20.0	38.8	44.7	38.8
		所得税	16.4	22.2	30.2	1.6	3.8	9.7	14.2	16.4
	限界税率	被用者社会保障負担	20.7	20.5	15.4	20.4	20.3	20.3	20.3	20.5
		全支払-現金移転	37.0	42.7	45.6	22.0	24.1	30.0	34.5	36.9
		全租税の楔(雇主社会保障負担込)	47.3	52.0	52.6	34.8	36.4	41.4	45.2	47.2
フランス	平均税率	合計支払-現金移転:主稼得者	51.3	48.9	44.3	53.5	42.4	42.1	42.8	42.2
		合計支払-現金移転:配偶者	NA	NA	NA	NA	47.8	50.9	51.6	51.3
		合計租税の楔:主稼得者	59.2	54.2	44.3	61.1	48.4	48.1	48.8	48.2
	限界税率	合計租税の楔:配偶者	NA	NA	NA	NA	56.3	58.9	59.5	59.2
		所得税	12.2	14.1	20.2	7.4	8.2	7.5	11.0	10.2
		被用者社会保障負担	13.7	13.7	13.1	13.7	13.7	13.7	13.7	13.7
スウェーデン	平均税率	全支払-現金移転	25.9	27.8	33.3	14.6	17.6	17.9	22.1	23.9
		全租税の楔(雇主社会保障負担込)	45.5	49.3	53.2	37.2	42.1	39.6	44.3	44.0
		合計支払-現金移転:主稼得者	31.7	31.7	42.3	42.3	27.5	27.5	31.3	31.7
	限界税率	合計支払-現金移転:配偶者	NA	NA	NA	NA	18.9	26.6	31.7	30.8
		合計租税の楔:主稼得者	63.2	52.0	59.7	57.7	49.1	49.1	52.0	52.0
		合計租税の楔:配偶者	NA	NA	NA	NA	30.3	36.9	63.2	40.5
アメリカ	平均税率	所得税	16.8	19.7	32.5	16.8	19.7	17.3	18.5	17.3
		被用者社会保障負担	7.0	7.0	4.7	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
		全支払-現金移転	23.8	26.7	37.2	12.5	19.1	18.6	21.0	24.3
	限界税率	全租税の楔(雇主社会保障負担込)	42.5	44.6	52.6	33.9	38.9	38.6	40.3	42.8
		合計支払-現金移転:主稼得者	30.4	51.4	56.4	30.4	51.4	51.4	51.4	51.4
		合計支払-現金移転:配偶者	NA	NA	NA	NA	17.3	30.4	30.4	30.4
限界税率	合計租税の楔:主稼得者	47.4	63.3	67.1	47.4	63.3	63.3	63.3	63.3	
	合計租税の楔:配偶者	NA	NA	NA	NA	37.5	47.4	47.4	47.4	

注:NAは統計利用不可を表す。

出所:OECD(2008), *Taxing Wages 2007-2008, Special Feature: Tax Reforms and Tax Burdens*, pp.228-229, pp.240-241, pp.300-301
pp.404-405, pp.434-435, pp.442-443より作成。

まず、所得税の対粗賃金所得比の推移を示した表 3 を見てみよう。単身者子供なしのケースと夫婦片稼ぎ子供 2 人のケースのいずれにおいても、アメリカ、イギリス、スウェーデン、また単身者子供なしのケースにおいて日本が、夫婦片稼ぎ子供なしのケースにおいてドイツが、1981-2004 年期全般にわたって所得税の負担が低下傾向にある。フランスだけがその期間全般にわたって所得税負担が増えている。特にアメリカとイギリスの所得税の負担の軽減が著しい。1981-2004 年期にアメリカの単身者子供なしのケースでは 7.0 ポイント、夫婦片稼ぎ子供 2 人のケースでは 12.0 ポイントも所得税の負担が軽減されている。2001 年、2004 年の負担軽減は、ブッシュ政権の大型減税の影響によるものであろう。

次に、表 4 で夫婦片稼ぎ子供 2 人のケースの「所得税プラス社会保険被用者負担マイナス現金給付」の対粗賃金所得比を見てみよう。この場合、表 3 の所得税の負担と同様に、アメリカ、イギリス、スウェーデンは 1981-2004 年期全般にわたって負担軽減の傾向を示しているが、負担軽減の程度が表 3 では急激であったアメリカ、イギリスにおいてもそれよりは緩和されたものとなっている。表 5 は、表 3 や表 4 のように被用者側の負担では

なく、雇主側の負担を「所得税プラス社会保険料負担（雇主と被用者の負担）マイナス現金給付」の対労働コスト比で、夫婦片稼ぎ子供 2 人のケースについて見たものである。この負担でも依然アメリカとイギリスの 2 国が 1981-2004 年間に大きくポイントを下げていく。それと対照的に同期間に大きくポイントを上げているのが日本である。アメリカとイギリスの負担が低く、長期間その傾向が続いているのは、広義の所得課税の労働コストへの影響を小さくするように意図的に政府が追及しているからだと考えられる。

表 6 は、2008 年に限定してではあるが、単身者と夫婦の租税負担を所得水準（平均賃金の割合で表示）と子供の数の違いによってケース分けし、さらに租税負担も平均税率と限界税率に分けて国際比較している。

平均税率という用語は、個人所得税や社会保障負担の粗賃金所得に対する割合として使われている。限界税率という用語は、労働コストの増加分に対し、その増加分のうちから個人所得税や社会保障負担として支払われる部分の割合として使われている。OECD が特に重視しているのは、労働に対する課税の影響で、その影響を測るために「租税の楔」という尺度を使用している。「租税の楔」というのは、雇主にとっての労働コストと被用者が実際に得る純支払額との差を測るものである。それは、「個人所得税、社会保障負担（雇主負担と被用者負担）、賃金税を合せた金額」から現金給付額を差し引いた金額の労働コストに対する割合（%）として算出される。

こうした用語の定義を念頭に置いて表 6 を見てみよう。全租税の楔の平均税率を国際比較してみると、単身者で子供のいない場合は 40～50%台のドイツ、フランス、スウェーデンと比べて、アメリカは日本、イギリスとともに 20～30%台と低い水準にある。他方夫婦の場合は、アメリカはドイツ、フランス、スウェーデンは言うに及ばず、日本、イギリスよりも一層低い水準にある。

全租税の楔の限界税率を統計利用可能な夫婦の場合について国際比較してみると、アメリカは低い水準の方に位置するが一番低いわけではなく、一番低い日本に次いで 2 番目に低いことが分かる。アメリカは、所得課税中心の税制を有しながら、低福祉国家のために広義の所得課税による労働コストへの圧力が弱い分、企業の国際間競争において優位な位置にある。

2 アメリカの所得不平等化の実態とその原因

(1) アメリカの所得不平等化の実態

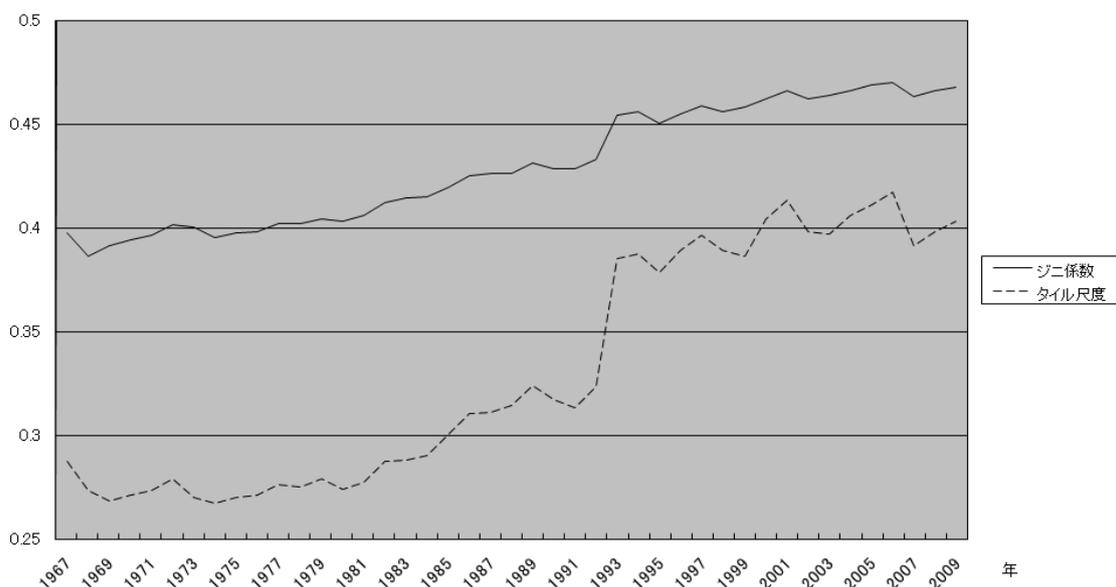
経済のグローバル化に伴って先進国のいずれでも所得不平等化が進んでいるが、その中で、今日アメリカのそれがどの程度のものなのかまず見ておこう。

OECD が 2005 年について調査した結果によると、ジニ係数はアメリカ：0.37、日本：未掲載、イギリス：0.34、ドイツ：0.28、フランス：0.28、スウェーデン：0.23 であり、十分位法で下位第 1 分位に対する上位 9 分位の所得倍率はアメリカ：4.86、日本：3.12、イギリス：3.51、ドイツ：3.13、フランス：3.10、スウェーデン：2.33 である⁽⁵⁾。これを見ても分かるように、アメリカは他の先進国よりも所得不平等度は高い。

では、アメリカの所得不平等化がどのように進んできているのか時系列で追ってみよう。図 3 は、アメリカ全世界帯の貨幣所得分布の不平等度の推移をジニ係数とタイル尺度の変化

としてグラフ化したものである。ジニ係数やタイル尺度の計算のベースとなっている貨幣所得は、15歳以上の個人が受け取る全ての現金所得を含めている。それは、租税やその他の経費の控除に先立って報告のあった所得から成っている。それは、実現キャピタルゲインや、保険会社、労働者災害保険、各種年金といったものから支払われる一括金を含んでいない。さて、ジニ係数1968年を、タイル尺度は1969年を最低値として、それ以降右肩上がりとなっており、アメリカ全世帯の所得の不平等化が傾向的に進んでいることが分かる。図3では1967年以前のグラフは描かれていないが、Cashell(1993)によると、第二次大戦後ジニ係数はジグザグな動きを見せながらも1968年までは小さくなって行き、つまり所得の平等化が進んで行き、それ以降ジニ係数は大きくなり可所得の不平等化が進んでいる⁽⁶⁾。したがって、アメリカ全世帯の所得の不平等化は1968年ないし1969年以降の傾向と言ってよい。タイル尺度を見るとより明瞭であるが、中でも1980年代後半から1990年代初めにかけて所得の不平等化が顕著となっている。

図3 アメリカ全世帯の貨幣所得分布の不平等度



出所：U.S.Census Bureau(2009), *Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2008*, pp.38-39; U.S.Census Bureau(2010), *Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2009*, p.10 より作成。

五分位法で第1分位（貧困層）と第5分位（富裕層）の世帯所得分布を年代毎に対比してみると、1970年4.1%：43.3%、1980年4.2%：44.1%、1990年3.8%：46.6%、2000年3.6%：49.8%、2009年3.4%：50.3%となる。今や富裕層は、世帯全体所得の半分強を得ているのである⁽⁷⁾。

富裕層の中でも最富裕層に着目してみよう。個人ベースの統計であるが、トップ10%層は、1968年現在で税引前所得の約3割(31.98%)を得ていたが、2001年には約4割(41.87%)を得るに到っており、トップ5%層は、1968年現在で税引前所得の約2割(20.98%)を得ていたが、2002年には約3割(29.75%)を得るに到っている⁽⁸⁾。最富裕層の一段の富裕化がその間に進んだと言わねばならない。

Piketty and Saez(2007)は、「1913-2002年期のアメリカの所得及び賃金の不平等」につ

いて内国歳入庁（IRS）の納税申告統計を使って研究し、次のような重要な結果を得ている（9）。

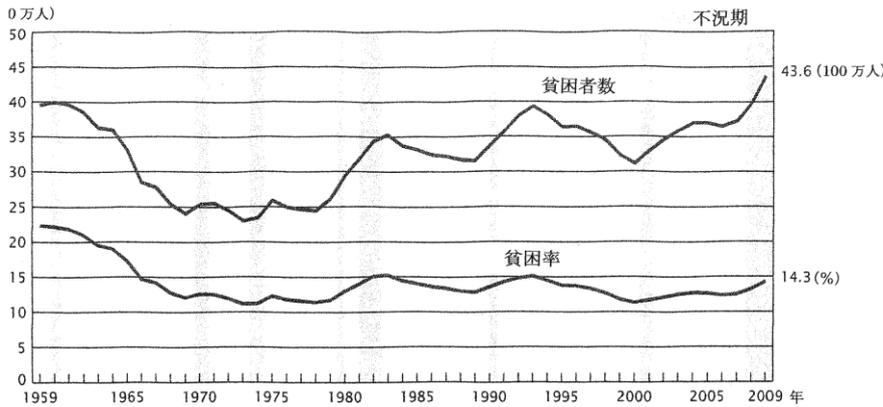
第1に、1913-2002 年期には、クズネッツの逆 U 字仮説とは違って、むしろ U 字型の所得不平等が観測される。クズネッツの逆 U 字仮説というのは、経済発展の初期段階では経済成長が所得分配の不平等化をもたらすが、さらに経済発展が続くと、ある時点から所得分配は平等化に転じるというものであり、ジニ係数を使ってグラフ化すると逆 U 字の形状となる。だが、第二次大戦後のアメリカの所得分布は 1960 年代末までは平等化が進むが、それ以降は不平等化が進むので U 字型の形状になっている。

第2に、1970 年代以降の所得不平等化の原因を説明するのに最富裕層の所得シェア増大に着目し、最富裕層の資本所得の増大もさることながら、彼らの賃金所得の増大が大きく影響しているとする。最富裕層の資本所得のシェアは 1990 年代後半になっても第一次大戦以前より低いが、それは強い累進税制が富の蓄積率を低下させ、大きな資本所得を生むのを妨げたからで、他方最富裕層の賃金所得のシェアは 1970 年代から増大し、第二次大戦前の水準より高くなってきた。つまり、1970 年代以来最高賃金が大きく上昇したために、金利生活者が勤労富裕者にとって代わられてしまったのである。ただ、Piketty and Saez(2007)は、こうしたパターンはそれほど長く続くとは見ていない。というのは、1980 年代初め以来税の累進性が低下してきているので、これがこれからの数 10 年間に高い富の蓄積と最富裕層の資本所得の増大を大いに刺激すると考えるからである。

次に、貧困層に目を向けよう。まず、OECD の報告書『拡大する不平等？：OECD 諸国の所得分配と貧困⁽¹⁰⁾』により、2000 年代中頃の現役勤労者の貧困率を国際比較してみよう。この場合の貧困は、現役勤労者全体の中位の所得の 50%未満とする相対的貧困である。アメリカの貧困率は 15%で先進国の中で一番高く、日本：12%、ドイツ：8%、フランス：7%、イギリス：7%、スウェーデン 5%の順に並ぶ。

では、アメリカの貧困はどのように推移しているのだろうか。図 4 は 1959-2009 年期のアメリカの貧困者数と貧困率の推移を示したものである。この場合の貧困の定義は上記 OECD の場合と違って、毎年決められる貧困水準の所得に満たない者を貧困としている。この貧困水準を満たしていない貧困者の数は 1960 年代初めの 4000 万人から 60 年代末には 2500 万人位に減少し、その後 70 年代末頃まで 2500 万人前後であったが、1980 年代以降はジグザグしながらも増加傾向にあり、2009 年には 4360 万人と 1959-2009 年期 50 年間で最も大きくなっている。2008 年リーマンショック以降の不況が背景にあることはいうまでもない。図 4 で貧困率のグラフを見ると、1966 年に貧困率が 15%を切って以来、2009 年までに 15%を超えたのは 1983 年（15.2%）、1993 年（15.1%）の 2 回だけで他の年は 15%以内に収まっているが、逆に貧困率は低い年でも 11%を下回ったことがなく、全体として 11%～15%の枠内で推移している。そして 2009 年現在貧困率は悪化していて 14.3%になっている。

図4 貧困者数と貧困率の推移（1959-2009年）



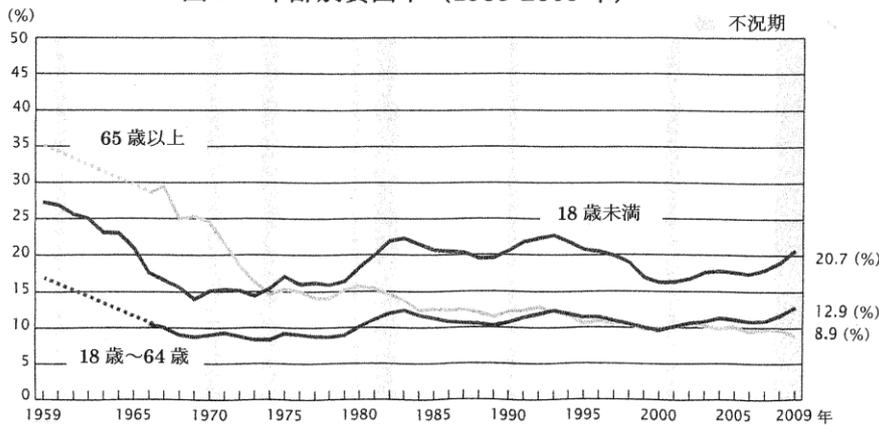
注：データポイントは各年の中間点に置かれている。

出所：U.S. Census Bureau (2010), *Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2009*, p.14.

2009年現在の人種別貧困率を見ると、白人：12.3%、黒人：25.8%、アジア人：12.5%、ヒスパニック：25.3%となる⁽¹¹⁾。黒人とヒスパニックの貧困率は、白人の2倍以上となっている。

今度は、図5で年齢別の貧困率を見てみよう。1970年代前半までは、65歳以上の高齢者の貧困率が一番高かったが、70年代中頃からは18歳未満の子供の貧困率が上がり、1980年代前半から90年代中頃までは20%を超える年が多かった。1990年代以降子供の貧困率は15%~20%を超えるようになっている。したがって、貧困問題という場合、18歳未満の子供の貧困が一番の問題であるが、2009年現在18歳~64歳の貧困率が12.9%、65歳以上の高齢者の貧困率が8.9%というのも、他の先進国に比較すれば高い水準にあり、決して軽視できる状態にはない。

図5 年齢別貧困率（1959-2009年）



注：(1) データポイントは各年の中間点に置かれている。

(2) 18歳~64歳と65歳以上の人々のデータが、1960~1965年間は利用できない。

出所：U.S. Census Bureau (2010), *Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2009*, p.17.

(2) アメリカの所得不平等化の原因

アメリカの労働経済学は、所得不平等化の原因をどこに求めているのであろうか。労働経済学の代表的研究者の1人 R.B.フリーマンの所説と代表的労働経済学のテキストであるマッコネル＝ブルー＝マックファーソン著『現代労働経済学』の説明を取り上げよう。

Freeman (2007) は所得不平等の原因として7点挙げているが、筆者なりに分かりやすく解説する⁽¹²⁾。

第1に、クリントン政権期にコンピューターを核とした技術革新が起こり、これが低技能労働者、低教育の人から技能労働者、高教育の人への需要転換を引き起こし、前者に高賃金、後者に低賃金という格差を生み出した。

第2に、労働組合の組織率の低下が不平等を拡大した。労働組合が賃金交渉で賃金決定に関わっている場合は、組合員（ミドルクラス）の賃金格差が生じにくい。労働組合の組織率が落ちて交渉力をなくし市場で賃金決定されるようになると、賃金格差が広がる。労働組合が強い時は、組合員のいない企業も労働組合が交渉で得た賃金水準を念頭に置いて行動するが、労働組合が賃金交渉力を失うと自由に自企業の賃金を決定する。

第3に、最低賃金が1960年代後半以来物価上昇に追いつかず実質価値が大きく低下してきているために、最低10%層特に低賃金の女性労働者や若手労働者の実質賃金が引き下げられている。

第4に、中国のような低賃金の開発途上国との交易の拡大といった形でのグローバル化もまた所得不平等を引き起こしがちである。というのは、消費者は低賃金のアメリカ人が作った高い生産物を買う代わりに低賃金国で作られた輸入品を購入し、その結果低技能労働者の需要を圧迫するために、またアメリカは高賃金の技能労働者が作ったハイテクの財貨・サービスを増やすために、所得不平等を拡大するのである。

第5に、移民が高賃金労働者と低賃金労働者の需給バランスを崩している。特に大量の不法移民の流入は、低技能の労働者の供給を増やし、低賃金化を促した。

第6に、高卒までの学歴の労働者に対する学士号を持つ労働者数の増加が減速すると、もし学士号を持つ労働者に対する需要の増加の速度が変わらなると所得格差は拡大する。

第7に、アメリカ例外主義的な役員報酬の決め方が、所得分布の最上層の所得拡大に影響を与えてきた。

次に、McConnell, Brue and Macpherson(2010)は所得不平等化の原因として4点挙げているが、筆者なりに分かりやすく解説する⁽¹³⁾。

第1に、1970年代中頃以来サービス部門の雇用が製造業部門の雇用と比較して劇的に増加しているが、サービス部門の平均賃金は製造業部門より低く、かつまたサービス部門内の賃金格差は製造業部門より大きいので、こうした経済のサービス化傾向（すなわち脱工業化）が所得不平等化を拡大してきた。

第2に、激しい輸入競争のために、自動車や鉄鋼といった高賃金で組合組織率の高い幾つかの産業における労働者の需要が著しく減少したが、それが組合労働者の大量解雇、低教育労働者の平均賃金の下落、低賃金産業の労働供給増に伴う賃金の一層の低下等を招いた。また他方で激しい輸入競争のために、幾つかの高賃金産業は、生産活動の拠点を労働組合のない低賃金地域へ移すことを余儀なくされた。こうした移転はさらに所得格差を広

げ、労働組合活動の衰退を促すことになった。

第 3 に、技能労働者への需要の高まりが高学歴労働者の高賃金を招来し、低賃金労働者との間の所得格差を拡大した。技術労働者への需要の高まりは、1 つは同一産業部門内でコンピューターを軸とした技術革新が起こり、それによる高学歴の技能労働者の需要増から、もう 1 つはハイテク産業のような新たな部門が出現し、それによる高学歴の技能労働者の需要増から生じたものである。

第 4 に、人口の変動からくるもので、特に 1970 年代と 80 年代に低熟練のベビーブーマーと女性労働者が大量に労働市場に流入したことが所得不平等の拡大に貢献した。

以上、所得不平等の拡大の原因について、Freeman(2007)の所説と McConnell, Brue and Macpherson(2010)の説明には、重なるところと重ならないところがあるが、所得不平等拡大の原因をどれか 1 つに帰するのは無理であって、幾つかの原因のミックスだとする点では両者の見解は一致している。

3 政府移転と租税による所得再分配の効果の国際比較とアメリカの防貧対策の効果

(1) 政府移転と租税による所得再分配の効果の国際比較

上で述べたように進んできている所得不平等化に対して、福祉国家は所得再分配政策で対抗しているが、アメリカは他の先進国とどのような違いがあるのか国際比較してみよう。

表 7 は、2000 年代の中頃における先進 6 カ国と OECD24 カ国の現金給付と家計負担の諸税の対世帯可処分所得割合を示しており、さらにこれらの割合の 1990 年代中頃からの変化を示している。公的現金給付は、いずれの国においても現役世代より退職世代の方が非常に重要となっている。退職世代の公的現金給付の水準を見ると、アメリカ、日本、イギリスが OECD24 カ国平均より低く、ドイツ、フランス、スウェーデンがそれよりずっと高い。しかもアメリカは先進 60 国の中で一番水準が低く、かつ 1990 年代中頃から 2000 年代中頃までの期間において減少を示している。

国名	公的現金給付			家計租税負担				単位:%
	現役年令	退職年令	合計	現役年令	退職年令	合計		
	2000年代中頃の水準			2000年代中頃の水準		1990年代中頃 以来の変化		
アメリカ	5.6	42.1	9.4	27.7	16.4	25.6	-1.6	
日本	11.0	55.8	19.7	21.0	15.4	19.7	-0.1	
イギリス	8.7	54.3	14.5	26.2	10.0	24.1	0.4	
ドイツ	16.4	82.2	28.2	41.1	12.5	35.5	-3.5	
フランス	22.6	96.4	32.9	28.8	11.1	26.0	0.5	
スウェーデン	21.4	96.3	32.7	44.2	40.2	43.2	1.2	
OECD24カ国	15.8	69.7	21.9	31.1	18.4	29.3	-7.3	

出所: OECD(2008), *Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, p.103より作成。

家計租税負担の対世帯可処分所得割合は、いずれの国においても当然現役世代の方が退職世代より高い。現役世代ではドイツとスウェーデンの水準が高いが、アメリカの水準は全体で 25.6%と低くかつ、1990 年代中頃の水準より低下している。とはいうもののアメリカの水準が一番低いわけではなく日本やイギリスの水準より高い。しかもアメリカの家計租税負担の水準は公的現金給付のほぼ 3 倍にもなっている点が特徴的である。

表 8 は、先進国の現金給付と家計租税負担の累進性を示している。その累進性は集中化係数として表示されている。集中化係数は世帯所得のジニ係数と同様に計算されるが、ジニ係数との違いは、世帯を受取収入額でランク付けするのではなく、世帯の等価可処分所得（世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの）額でランク付けする点にある⁽¹⁴⁾。現金移転の集中化係数は、貧困所得層が自らの可処分所得割合より高い現金移転割合を受け取る場合に負の値を取る。より低くより大きな負の値は大きな累進性を意味する。現金給付は全ての国で市場所得より累進的に分配されるので、所得不平等を緩和することになる。

表8 先進国の現金給付と家計租税負担の累進性(2000年代中頃)

国名	公的現金給付			家計租税負担		
	現役年令	退職年令	合計	現役年令	退職年令	合計
アメリカ	-0.115	0.105	-0.089	0.549	0.658	0.586
日本	0.020	0.121	0.010	0.356	0.429	0.378
イギリス	-0.347	0.035	-0.275	0.486	0.614	0.533
ドイツ	-0.066	0.175	0.013	0.439	0.485	0.468
フランス	0.098	0.285	0.135	0.354	0.474	0.374
スウェーデン	-0.153	0.090	-0.145	1.330	0.312	0.337
OECD24カ国	-0.107	0.085	-0.099	0.404	0.502	0.428

注: 現金給付と家計租税負担の累進性は集中化係数で表されている。集中化係数は世帯所得のジニ係数と同様に計算されるが、ジニ係数との違いは、世帯を受取収入額でランク付けするのではなく、等価可処分所得額でランク付けする点にある。

出所: OECD(2008), *Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, p.105より作成。

公的現金給付の累進性を国際比較すると、現役世代では、アメリカの累進性は OECD24カ国より強く、先進 6カ国の中でもイギリス、ドイツに次ぐ 3番目の位置にある。

次に家計租税負担（所得税プラス社会保障負担）の累進性について述べる。家計租税負担は家計所得から控除されるために、集中化係数の高い値は家計租税負担の累進的配分を意味する。租税負担が最も累進的に配分されているのはアメリカで、それはおそらく EITC（勤労所得税額控除）や CTC（児童税額控除）のような給付付き税額控除が大きな役割を果たしているからであろう⁽¹⁵⁾。

表 9 は、先進国のプログラム別に見た現金移転の累進性を示したものである。アメリカを特徴づけるのは、他の先進国と比べてもまた OECD27カ国と比べても家族現金給付の累進性が最も高い点である。OECD27カ国において、あるいは特にフランス、スウェーデンにおいては、住宅手当の累進性が高い。表 8 の先進国の現金給付全体の累進性の差は、こうした各現金給付プログラムの累進性の差に規定されているのである。

表9 先進国のプログラム別現金移転の累進性(2000年代中頃)

国名	高齢年金	障害者給付	労災保障	疾病給付	家族現金給付	失業手当	住宅手当	その他手当
アメリカ	-0.04	-0.56	0.07	...	-0.10
日本	0.02	-0.11	...	-0.33
イギリス	-0.21	-0.2	-0.37
ドイツ	0.10	...	0.07	-0.04	-0.04	-0.28	0.00	-0.24
フランス	0.25	0.14	...	0.05	-0.13	0.08	-0.55	-0.23
スウェーデン	-0.19	0.25	0.25	...	-0.07	-0.10	-0.66	-0.16
OECD27カ国	-0.05	-0.01	0.10	0.02	-0.14	-0.10	-0.29	-0.24

出所: OECD(2008), *Growing Unequal? : Income Distribution, and Poverty in OECD Countries*, p.106より作成。

ところで、税制度の累進性は課税所得分布の不平等の程度に依存する。税率表の累進性の効果は、課税所得分布の不平等度が大きい国において大きくなる。表10は、家計租税負担の集中化係数をジニ係数で割ることによって(同表(c)欄)、また最富裕分位層が支払う租税負担の割合に対する最富裕分位層が支払う租税負担の割合の比率(同表(f)欄)によって、上で述べた累進性の効果を調整してある⁽¹⁶⁾。同表の(c)欄を見れば明らかのようにOECD24カ国平均と比べても、また他の先進国と比べても最も高い累進的税制を有している。また同表の(f)欄を見ても明らかのように、他のどの国よりも多く最富裕層から税を徴収している。

表10 先進国の税の累進性の代替的尺度(2005年)

国名	A 家計租税負担と市場所得の集中化度			B 最富裕分位(十分位法で第10分位)の割合(%)		
	(a)家計租税負担の集中化係数	(b)市場所得のジニ係数	(c)集中化係数の比率 ^{(a)/(b)}	(d)最富裕分位の租税負担の割合	(e)最富裕分位の市場所得の割合	(f)最富裕分位の(d)/(e)両割合の比率 ^{(d)/(e)}
アメリカ	0.59	0.46	1.28	45.1	33.5	1.35
日本	0.38	0.44	0.85	28.5	28.1	1.01
イギリス	0.53	0.46	1.16	38.6	32.3	1.20
ドイツ	0.47	0.51	0.92	31.2	29.2	1.07
フランス	0.37	0.48	0.77	28.0	25.5	1.10
スウェーデン	0.34	0.43	0.78	26.7	26.6	1.00
OECD24カ国	0.43	0.45	0.96	31.6	28.4	1.11

出所: OECD(2008), *Growing Unequal? : Income Distribution, and Poverty in OECD Countries*, p.107より作成。

表11は、先進国における所得不平等を減らすための租税と現金移転の有効性(effectiveness)と効率性(efficiency)を計測した結果を示している。有効性は、家計租税負担と公的現金移転に関わる所得不平等の集中化係数のパーセント・ポイントの低下として定義される。効率性は、有効性の数値を家計租税負担と公的現金移転の世帯可処分所得に占める割合で割って100を掛けて算出する⁽¹⁷⁾。

表11 先進国における所得不平等を減らすための租税と現金移転の有効性と効率性

国名	A. 有効性(所得不平等軽減)		B. 規模(世帯可処分所得の割合)		C. 効率性指数A/(B/100)		D. 集中化係数	
	家計租税負担	公的現金移転	家計租税負担	公的現金移転	家計租税負担	公的現金移転	家計租税負担	公的現金移転
アメリカ	0.044	0.041	25.6	9.4	0.170	0.434	0.586	-0.089
日本	0.003	0.048	19.7	19.7	0.015	0.244	0.378	0.010
イギリス	0.039	0.085	24.1	14.5	0.164	0.586	0.533	-0.275
ドイツ	0.046	0.086	35.5	28.2	0.130	0.303	0.468	0.013
フランス	0.020	0.056	26.0	32.9	0.079	0.171	0.374	0.136
スウェーデン	0.032	0.121	43.2	32.7	0.075	0.368	0.337	-0.145
OECD22カ国	0.032	0.078	28.3	21.4	0.117	0.396	0.438	-0.114

出所: OECD(2008), *Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, p.105より作成。

まず同表のA欄を見ると、租税制度が所得不平等を軽減させる効力(有効性)が先進6カ国の中で一番大きいのはドイツであるが、その次にアメリカがきている。公的現金移転が所得不平等を軽減させる効力(有効性)が、先進6カ国の中で最低なのはアメリカで、

OECD22 カ国より低い。

次に同表の C 欄を見ると、現金移転制度の方が租税制度より効率的であることが分かる。例えばアメリカの効率性指数は、家計租税負担の方が 0.170 なのに対し、公的現金移転 0.434 となっている。これは、家計租税負担 1%ポイントにつき、総所得の集中化係数が 0.170%ポイント軽減されるのに対し、公的現金移転 1%ポイントにつき、市場所得の不平等が 0.434%ポイント軽減されることを意味する。家計租税負担の効率性指数を見ると、先進 6 カ国の中でアメリカの租税制度が所得不平等を軽減する効率性の指数が一番高い。公的現金移転の効率性指数を見ると、先進 6 カ国の中でイギリスに次いで高い数値を示していることは注目される。

同表でさらに次の点を指摘することができる。家計租税負担に関し、D 欄の集中化係数と C 欄の効率性指数の間に強い相関関係があり、また公的現金移転に関しても同じことが言える。ただこの場合相関は負の値を取る。というのは、既に述べたように最も累進的な現金移転制度は負の集中化係数を取るからである⁽¹⁸⁾。

表 12 は、先進国における最低所得階層に対する現金移転と家計租税負担による所得再分配の状態（2000 年代中頃）を示したものである。まず家計に支払われた総公的現金移転の状態をアメリカと他の先進国と比較してみよう。A 欄に示されるように世帯可処分所得に占める公的現金移転の平均的割合は、他の先進国はもとより OECD23 カ国平均と比べても断然低い。ただ、B 欄を見ても分かるように、アメリカは公的現金移転の約 4 分の 1 を最低所得分位(人口の 20%)に支払っており、この点では OECD の平均並みである。A 欄と B 欄の結果として、C 欄のようにアメリカの最低所得分位への現金移転は、他の先進国と違って支払われる総公的現金移転の小さな割合でしかない。

表12 先進国における最低所得階層に対する現金移転と家計租税負担による所得再分配(2000年代中頃)

国名	家計に支払われた総公的現金移転			家計によって支払われた直接税と社会保障負担			G. 最低所得分位への純移転 (C-F)
	A. 世帯可処分所得に占める平均的割合	B. 最低所得分位に支払われた公的移転の割合	C. 最低所得分位への移転(A×B/100)	D. 世帯可処分所得に占める平均的割合	E. 最低所得分位に支払われた租税の割合	F. 最低所得分位支払の税(D×E/100)	
アメリカ	9.4	24.8	2.3	25.6	1.6	0.4	1.9
日本	19.7	15.9	3.1	19.7	6.0	1.2	2.0
イギリス	14.5	31.4	4.6	24.1	1.7	0.4	4.1
ドイツ	28.2	17.4	4.9	35.5	2.1	0.7	4.2
フランス	32.9	16.2	5.3	26.0	5.6	1.5	3.9
スウェーデン	32.7	25.9	8.5	43.2	6.5	2.8	5.7
OECD23カ国	22.0	24.4	5.4	28.3	4.2	1.2	4.2

出所: OECD(2008), *Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, p116より作成。

次に、公的現金移転と家計租税負担を合わせた効果を通して達成される低所得世帯向けの全般的再分配の程度は、G 欄に示されるように、アメリカは先進国の中で一番低い。それに近い値を示しているのは日本で、他は皆アメリカの 2 倍以上の値を示していて、大規模に所得再分配機能を果たしていることが分かる。

以上述べてきたことの全体的まとめとしては、アメリカは他の西欧福祉国家と違って、OECD のデータに非現金移転（現物給付）を含んでいないという制約付きであるが、公的現金移転制度よりも租税制度の方がより大きく再分配機能を果たしていることが特徴づけることができる。そのため 4 節で、アメリカの連邦税制による世帯負担と再分配との関係を詳しく検討する。

(2) アメリカの防貧対策の効果

アメリカの下院歳入委員会が出している資料集『2008 年録書』に 65 歳以上の高齢者、

18歳未満の全ての子供、非婚世帯主とその18歳未満の子供の3つのケースに対する政府移転支出・連邦税の防貧効果を詳しく調べたデータが載っているので、それを整理した表13と表14を見ることにしよう。

表13 65歳以上の高齢者に対する政府移転支出・連邦税制の防貧効果(1979-2006年)

	1979年	1983年	1989年	1996年	2000年	2004年	2006年
高齢者の人数と貧困対策							
高齢者の全人口(1000人)	24,194	26,313	29,566	31,877	33,566	35,209	36,053
高齢貧困者数(1000人)							
政府移転前の現金所得	13,120	13,253	14,031	15,991	16,163	17,520	16,785
プラス社会保険	4,202	4,095	4,009	3,905	3,705	3,847	3,743
プラスミーンズテスト付現金移転	3,682	3,625	3,369	3,428	3,323	3,453	3,394
プラスミーンズテスト付非現金給付	3,261	3,158	3,207	2,936	2,841	3,025	2,961
プラスEITCとCTC、マイナス連邦社会保障税と所得税	3,276	3,177	3,226	2,945	2,844	3,027	2,965
以下の対策により貧困者から除外される人数(1000人)							
社会保険	8,918	9,158	10,021	12,086	12,459	13,673	13,042
ミーンズテスト付現金	520	470	640	477	382	394	349
ミーンズテスト付非現金給付	421	467	162	492	482	482	433
EITC、CTC及び連邦社会保障税と所得税	-15	-19	-19	-9	-3	-2	-2
貧困者から除外される人数	9,844	10,076	10,805	13,046	13,319	14,493	13,820
以下の対策により貧困者から除外される人の割合(%)							
社会保険	68.0	69.1	71.4	75.6	77.1	78.0	77.7
ミーンズテスト付現金	4.0	3.5	4.6	3.0	2.4	2.2	2.1
ミーンズテスト付非現金給付	3.2	3.5	1.2	3.1	3.0	2.4	2.6
EITC、CTC及び連邦社会保障税と所得税	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0
貧困者から除外される割合(%)	75.0	76.0	77.0	81.6	82.4	82.7	82.3
貧困率(%)							
政府移転前の現金所得	54.2	50.4	47.5	50.2	48.2	49.8	46.6
プラス社会保険	17.4	15.6	13.6	12.2	11.0	10.9	10.4
プラスミーンズテスト付現金移転	15.2	13.8	11.4	10.8	9.9	9.8	9.4
プラスミーンズテスト付非現金給付	13.5	12.0	10.8	9.2	8.5	8.6	8.2
プラスEITCとCTC、マイナス連邦社会保障税と所得税	13.5	12.1	10.9	9.2	8.5	8.6	8.2
貧困率の削減合計	40.7	38.3	36.5	40.9	39.7	41.2	38.4
貧困ギャップ(10億ドル[2006年ドルで])							
政府移転前の現金所得	73.1	74.7	78.1	92.0	93.0	103.1	97.7
プラス社会保険	12.8	12.4	12.0	12.7	11.8	13.2	12.7
プラスミーンズテスト付現金移転	8.6	8.2	7.8	8.9	9.0	10.2	10.0
プラスミーンズテスト付非現金給付	7.2	7.1	7.2	7.7	7.8	9.0	8.9
プラスEITCとCTC、マイナス連邦社会保障税と所得税	7.2	7.1	7.2	7.7	7.8	9.0	8.9
貧困者1人当たりの貧困ギャップ(2006年ドル)							
政府移転前の現金所得	5,566	5,637	5,569	5,756	5,753	5,884	5,823
プラス社会保険	3,040	3,030	2,997	3,251	3,174	3,425	3,388
プラスミーンズテスト付現金移転	2,338	2,258	2,320	2,594	2,697	2,966	2,947
プラスミーンズテスト付非現金給付	2,214	2,230	2,237	2,612	2,761	2,987	2,995
プラスEITCとCTC、マイナス連邦社会保障税と所得税	2,204	2,230	2,225	2,599	2,752	2,983	2,987
以下の対策による貧困ギャップの削減額(10億ドル)							
社会保険	60.3	62.3	66.1	79.4	81.2	89.9	85.1
ミーンズテスト付現金	4.1	4.3	4.2	3.8	2.8	2.9	2.7
ミーンズテスト付非現金給付	1.3	1.1	0.6	1.2	1.1	1.2	1.1
EITC、CTC及び連邦社会保障税と所得税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
貧困ギャップ削減額合計(10億ドル)	65.8	67.6	71.0	84.4	85.2	94.1	88.9
以下の対策による貧困ギャップ削減率(%)							
社会保険	82.5	83.4	84.6	86.2	87.4	87.2	87.0
ミーンズテスト付現金	5.7	5.7	5.4	4.1	3.0	2.8	2.7
ミーンズテスト付非現金給付	1.8	1.5	0.8	1.3	1.2	1.2	1.2
EITC、CTC及び連邦社会保障税と所得税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
貧困ギャップ削減率合計	90.0	90.4	90.8	91.7	91.6	91.2	90.9

注: 貧困ギャップとは、貧困家族の所得と貧困線との差を指す。EITCは勤労所得税額控除、CTCは児童税額控除のことである。
出所: Committee on Ways and Means (2008), 2008 Green Book, E-67, E-68, E-69.

表14 世帯主ないし配偶者のいずれかが65歳以上の
高齢者世帯の所得源泉(2008年)

	単位:%			
	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位
社会保障	84	67	42	17
勤労所得	3	10	23	49
年金	5	14	23	16
資産所得	3	6	8	16
公的扶助	4	1	1	0
その他所得	1	2	3	2

注:(1)第1分位は所得17,194ドル未満の世帯、第2分位は所得17,194~31,157ドルの世帯、第3分位は所得31,157~59,442ドルの世帯、第4分位は所得59,442ドル超の世帯を示している。

(2)「年金」には、鉄道退職所得、政府職員所得、私的年金を含む。

出所:Purcell, P. (2009), "Income and Poverty Among Older Americans in 2008," CRS Report for Congress, RL 32697, pp.9・10より作成。

表 13 は、65 歳以上の高齢者に対する政府移転支出・連邦税制の防貧効果を示したものである。先ほどの OECD の資料よりこの資料の方が優れているのは、政府移転に現金支出以外に非現金支出つまり現物給付も含めて再分配効果を捉えている点であり、しかも時系列的にその効果を追跡できることである。結論的に言えば、1979-2006 年間に 65 歳以上の高齢者でそうした再分配手段によって貧困者から除外された人の割合が 75%から 82%台へと大きく増加していることである。高齢者の大半は再分配手段によって貧困に陥るのを免れているのである。貧困率の削減合計(%)は、1979-2006 年間にそう大きな変化は認められず大体 40%前後である。連邦政府の設定する貧困水準と現実の所得水準とのギャップである貧困ギャップを削減する率の合計は、1979-2006 年時には 90%前後で推移している。

このように、65 歳以上の高齢者の貧困は、政府の所得再分配によって相当防がれているのである。表 14 は世帯主ないし配偶者のいずれかが 65 歳以上の高齢者世帯の所得源泉を示したものである。四分法の表である。第 1 分位は 84%が社会保障すなわち公的年金である OASDI の給付金であり、第 2 分位では 64%がそうである。もし公的年金制度がなければ、このような低い所得階層の人々は貧困を免れえないことになる。図 5 に示されるように、年齢別の貧困率を見た場合に、65 歳以上の貧困率が他の年齢層より低いのはこのためである。それでもアメリカの 65 歳以上の貧困率が 2009 年で 8.9%となお高いのは、貧困率の概念が政府の決めた絶対額による絶対的貧困概念を使っているためである。OECD の貧困の概念は所得中央値の一定割合(例えば 50%)といった相対的貧困率概念を使っている。

ところで『2008 年緑書』は、18 歳未満の全ての子供と非婚世帯主とその 18 歳未満の子供についても、表 13 と同様の詳細な再分配の数値を掲げているが、65 歳以上の高齢者についての防貧効果を結果だけまとめ示したのが表 15 である。

	1979年	1983年	1989年	1996年	2000年	2004年	2006年
65歳以上の高齢者に対する政府移転支出・連邦税の防貧効果							
貧困者から除外される人の割合(%)	75.0	76.0	77.0	81.6	82.4	82.7	82.3
貧困率の削減合計(%)	40.7	38.3	36.5	40.9	39.7	41.2	38.4
貧困ギャップ削減率合計(%)	90.0	90.4	90.8	91.7	91.6	91.2	90.9
18歳未満の全ての子供に対する政府移転支出・連邦税の防貧効果							
貧困者から除外される人の割合(%)	32.5	17.7	18.7	32.2	32.3	36.1	35.8
貧困率の削減合計(%)	6.5	4.6	4.2	4.2	6.0	7.4	7.1
貧困ギャップ削減率合計(%)	62.6	57.0	54.7	62.0	52.9	53.8	53.5
非婚世帯主とその18歳未満の子供に対する政府移転支出・連邦税の防貧効果							
貧困者から除外される人の割合(%)	39.4	21.5	18.9	32.4	33.0	34.2	33.9
貧困率の削減合計(%)	19.7	11.6	9.1	15.1	12.1	13.4	13.4
貧困ギャップ削減率合計(%)	69.5	62.7	57.1	65.6	55.7	56.2	55.2

注:この表は、社会保険給付、ミーンズテスト付現金移転、ミーンズテスト付非現金給付といった政府移転支出と勤労所得税額控除(ETC)、児童税額控除(CTC)及び社会保障税・所得税といった連邦税制が防貧対策としてどの程度の効果を持っているのかを時系列的に示している。
出所:Committee on Ways and Means(2008), 2008 Green Book, E-67, E-68, E-69 E-72, E-73, E-75, E-76 より作成。

18歳未満の全ての子供に対する防貧効果を見ると、1979-2006年間に貧困者から除外される人の割合は1983年と89年を除けば30%台である。逆に言えば、60%台の人が貧困のままということになる。したがって貧困率の削減合計(%)も4%台~7%台で、特に1983-96年間は4%台と低い。貧困ギャップ削減率合計(%)も、1979-2006年間に60%台から50%台前半まで低下してきている。

非婚世帯主とその18歳未満の子供に対する防貧効果を見ると、貧困者から除外される人の割合は、1979-2006年間に1980年代を除けば30%台である。逆に言えば、このケースでも60%台の人が貧困のままということになる。貧困率の削減合計(%)も1989年を除けば1979-2006年間に10%台である。また貧困ギャップ削減率合計(%)は、1979年の69.5%から2000年代には50%台中程まで低下してきている。

4 アメリカ連邦税制・個人所得税制の累進性と所得再分配

(1) 連邦税制の累進性と所得再分配

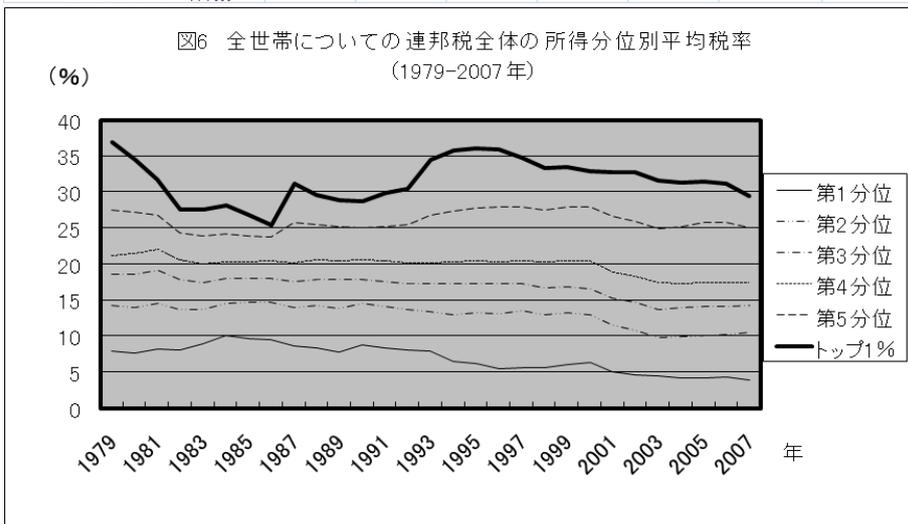
先に3(1)で政府移転と租税による所得再分配の効果の国際比較を行った結果として、非現金移転(現物給付)を除いて現金移転と租税による所得再分配を比較すると、他の先進国とは違って、アメリカは租税による所得再分配効果の方が現金移転より大きいことを指摘した。ここでは、現金移転のみならず非現金移転をも課税ベースに入れた場合のアメリカ連邦税制の累進性と所得再分配について、時系列的变化を見つつより詳しく検討することにする。

表16は、1980-2007年間の全世帯についての連邦税の所得分位別の平均税率の推移を示したものである。平均税率は税を包括的世帯所得で割って算出している。包括的世帯所得は税引前現金所得プラスその他の源泉からの所得に等しい。税引前現金所得は、賃金、給与、自営業所得、家賃・地代、利子、配当、実現キャピタル・ゲイン、現金移転支払い、退職給与プラス企業が支払った税(法人所得税、社会保障税の企業負担分)、401(k)退職金従業員負担分の合計額である。その他の源泉からの所得には全ての現物給付(メディケア、メディケイド、雇主支払医療保険料、食糧切符、学校給食、住宅手当、光熱手当)を含んでいる。図6は、表16の元のデータから、全世帯についての連邦税全体の所得分位別平均税率の推移をグラフ化したものである。

表16 全世帯についての連邦税の所得分位別の平均税率(1980-2007年)

連邦税	年	単位:%								
		第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	全ての分位	トップ10%	トップ5%	トップ1%
全ての連邦税	1980	7.7	14.1	18.7	21.5	27.3	22.2	29.0	30.8	34.6
	1985	9.8	14.8	18.1	20.4	24.0	20.9	24.7	25.4	27.0
	1990	8.9	14.6	17.9	20.6	25.1	21.5	26.1	27.0	28.8
	1995	6.3	13.4	17.3	20.5	27.8	22.6	29.8	31.8	36.1
	2000	6.4	13.7	16.6	20.5	28.0	23.0	29.6	31.0	33.0
	2001	5.1	11.5	15.3	18.9	26.7	21.4	28.5	30.0	32.8
	2005	4.3	10.1	14.2	17.5	25.8	20.6	27.6	29.2	31.6
個人所得税	1980	0.2	4.5	8.0	10.7	16.5	11.7	18.2	19.7	22.3
	1985	0.5	4.0	6.6	8.8	14.0	10.2	15.4	16.7	18.9
	1990	-1.0	3.4	6.0	8.3	14.4	10.1	16.0	17.5	19.9
	1995	-4.4	2.0	5.3	7.8	15.5	10.2	17.7	19.8	23.7
	2000	-4.6	1.5	5.0	8.1	17.5	11.8	19.7	21.6	24.2
	2001	-5.6	0.3	3.9	7.1	16.3	10.3	18.7	20.8	24.1
	2005	-6.6	-0.9	3.0	5.9	14.1	9.0	15.9	17.6	19.3
社会保障税	1980	5.3	7.6	8.5	8.5	5.5	6.9	4.3	3.0	1.0
	1985	6.6	8.8	9.5	9.6	6.5	7.9	5.1	3.7	1.3
	1990	7.3	9.3	9.9	10.3	6.9	8.4	5.4	4.0	1.5
	1995	7.6	9.1	9.6	10.3	7.2	8.5	6.0	4.6	2.3
	2000	8.2	9.4	9.6	10.4	6.3	7.9	5.0	3.8	1.9
	2001	8.3	9.4	9.7	10.2	7.1	8.4	5.8	4.5	2.3
	2005	8.3	9.2	9.4	9.7	6.0	7.6	4.8	3.5	1.7
法人所得課税	1980	0.9	1.0	1.2	1.4	4.6	2.8	5.9	7.4	10.8
	1985	0.6	0.7	0.9	1.0	2.8	1.8	3.6	4.5	6.4
	1990	0.6	0.7	1.0	1.2	3.3	2.2	4.2	5.1	7.1
	1995	0.7	0.8	1.1	1.3	4.4	2.8	5.6	6.9	9.7
	2000	0.5	0.6	0.9	1.0	3.7	2.4	4.4	5.2	6.7
	2001	0.3	0.4	0.6	0.7	2.8	1.7	3.5	4.3	6.2
	2005	0.5	0.5	0.8	1.1	5.2	3.3	6.5	7.8	10.4
内国消費税	1980	1.4	1.1	0.9	0.8	0.6	0.8	0.6	0.5	0.4
	1985	2.2	1.4	1.1	0.9	0.7	0.9	0.6	0.5	0.4
	1990	2.0	1.3	1.0	0.9	0.6	0.9	0.5	0.4	0.3
	1995	2.4	1.6	1.3	1.1	0.7	1.0	0.6	0.5	0.3
	2000	2.3	1.4	1.1	0.9	0.5	0.9	0.4	0.4	0.2
	2001	2.2	1.4	1.1	0.9	0.5	0.8	0.5	0.4	0.2
	2005	2.1	1.3	1.0	0.8	0.5	0.8	0.4	0.3	0.2
2007	1.6	1.0	0.8	0.7	0.4	0.6	0.3	0.2	0.1	

注:(1)平均税率は税を包括的世帯所得で割って算出している。
 包括的世帯所得は税引前現金所得プラスその他の源泉からの所得に等しい。税引前現金所得は、賃金、給与、自営業所得、家賃・地代
 利子、配当、実現キャピタル・ゲイン、現金移転支払い、退職給与プラス企業が支払った税(法人所得税、社会保障税の企業負担分)、
 401(k)退職金従業員負担分の合計額である。その他の源泉からの所得には全ての現物給付(メディケア、メディケイド、
 雇主支払医療保険料、食糧切符、学校給食、住宅手当、光熱手当)を含んでいる。
 (2)ここでの所得分位は、世帯規模について調整した包括的世帯所得による分位である。負の所得(事業ないし投資の損失がその他の
 所得を上回る)を有する世帯は、最低所得分位(第一分位)から除かれているが、全所得合計には含まれている。
 (3)個人所得税は、その税を支払う世帯に直接的に帰している。社会保障料ないし社会保障税は、直接的にそれらを支払うかあるいは
 間接的にその雇主を通して支払う世帯に帰している。法人税は資本所得の分け前に従って世帯に帰している。連邦内国消費税は
 課税財貨及びサービス消費に従って世帯に帰している。
 出所: Congressional Budget Office(2010), *Average Federal Tax Rates for All Households, by Comprehensive Household Income Quintile, 1979-2007*より作成。



出所: Congressional Budget Office (2010), *Average Federal Tax Rates for All Households, by Comprehensive Household Income Quintile, 1979-2007*より作成。

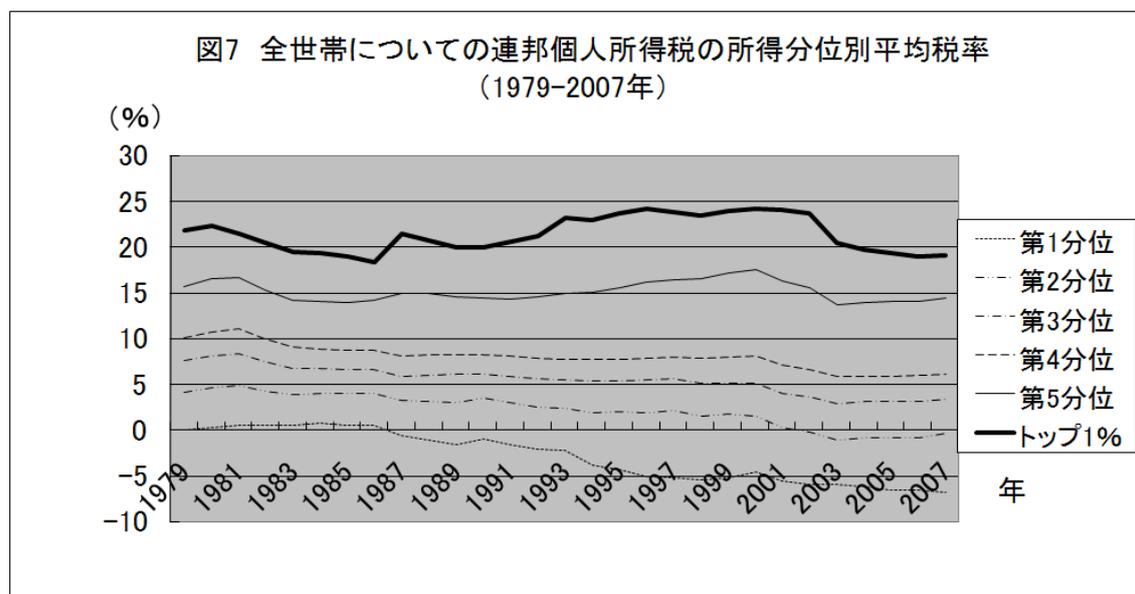
表 16 の全ての連邦税の欄の所得分位別の平均税率の時系列の推移と図 6 のグラフを見て次の点を指摘することができる。ただし、ここにいる全ての連邦税とは、個人所得税、社会保障税、法人税、内国消費税を指す。

第 1 に、全ての分位の平均税率は 20% 台で推移しているが、2000 年代にはブッシュ政権の大型減税で低下傾向にある。

第 2 に、1986 年レーガン税制改革以降の各分位の平均税率の動きには顕著な特徴が認められる。第 1～第 3 分位の平均税率は 1986 年以降一貫して低下し今日に到っているが、1985 年と 2007 年を比べると、第 1 分位：4.8 ポイント、第 2 分位：4.2 ポイント、第 3 分位：3.8 ポイントと低下しており、分位の低い程平均税率が下がっている。低所得層、中所得層の負担は軽減されてきている。第 4 分位すなわち中高所得層は、2000 年までは平均税率にそう変化がなく、2000 年代ブッシュ減税で大きく低下している。第 5 分位すなわち高所得層の平均税率は 1990 年代に高くなっているが、2000 年代に低下し、1986 年税制改革時に近い水準にある。トップ 10%、トップ 5%、トップ 1% すなわち最富裕層の平均税率はレーガン第 1 期目の大型減税と第 2 期目の 1986 年税制改革で大きく低下したが、その後 1990 年代中頃まで上昇し、その後低下傾向にある。

第 3 に、連邦税全体についての各分位の平均税率の差は、表 16 に示されている個々の連邦税の平均税率の有様に大きく依存している。総じて社会保障税の平均税率の方が個人所得税の平均税率より大きい。第 5 分位の中でも、トップ 5%、トップ 1% になると、所得税の平均税率は断然高くなっているが、社会保障税と法人税の平均税率を比べた場合には、後者の方が大きくなっている点が注目される。

表 17 と図 7 は、全世帯についての所得分位間連邦税負担割合を示している。これらにより次の点を読み取ることができる。



出所：Congressional Budget Office (2010), *Average Federal Tax Rates for All Households, by Comprehensive Household Income Quintile, 1979-2007* より作成。

	年	所得分位					全ての分位	単位:%		
		第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位		トップ10%	トップ5%	トップ1%
全ての連邦税	1980	2.0	7.0	13.3	21.3	56.3	100.0	40.0	28.7	14.2
	1985	2.3	7.2	13.2	21.3	55.8	100.0	39.5	28.4	14.8
	1990	1.9	6.8	12.6	20.7	57.9	100.0	41.7	30.6	16.2
	1995	1.3	5.8	11.4	19.3	61.9	100.0	46.6	35.4	20.1
	2000	1.1	4.8	9.8	17.5	66.6	100.0	52.2	41.4	25.5
	2001	1.0	4.9	10.1	18.4	65.3	100.0	50.0	38.5	22.7
	2005	0.8	4.2	9.2	16.8	68.8	100.0	54.8	44.0	27.7
	2007	0.8	4.4	9.2	16.5	68.9	100.0	55.0	44.3	28.1
個人所得税	1980	0.1	4.2	10.8	20.2	64.8	100.0	47.6	34.9	17.4
	1985	0.2	4.0	9.9	19.0	66.9	100.0	50.5	38.3	21.2
	1990	-0.4	3.3	8.9	17.8	70.4	100.0	54.3	42.1	23.8
	1995	-2.0	1.9	7.7	16.2	76.1	100.0	60.8	48.5	29.0
	2000	-1.6	1.1	5.7	13.5	81.2	100.0	67.7	56.2	36.5
	2001	-2.3	0.3	5.3	14.3	82.4	100.0	67.7	55.2	34.4
	2005	-2.9	-0.9	4.4	13.1	86.3	100.0	72.7	60.7	38.8
	2007	-3.0	-0.3	4.6	12.7	86.0	100.0	72.7	61.0	39.5
社会保障税	1980	4.4	12.1	19.5	27.2	36.8	100.0	19.1	9.1	1.4
	1985	4.0	11.2	18.3	26.4	39.9	100.0	21.6	10.8	1.9
	1990	4.0	11.1	17.8	26.5	40.5	100.0	22.2	11.5	2.2
	1995	4.1	10.4	16.9	25.9	42.6	100.0	24.8	13.6	3.5
	2000	4.2	10.2	16.3	25.8	43.3	100.0	25.6	14.6	4.3
	2001	4.2	10.3	16.4	25.2	43.8	100.0	26.0	14.6	4.0
	2005	4.3	10.3	16.5	25.1	43.7	100.0	25.9	14.5	3.9
	2007	4.8	10.8	16.6	24.7	42.9	100.0	25.4	14.4	4.1
法人所得課税	1980	1.8	3.9	7.0	11.3	75.5	100.0	65.4	55.6	35.6
	1985	1.4	3.7	7.5	12.3	74.2	100.0	64.9	56.9	39.7
	1990	1.2	3.2	6.9	11.6	75.6	100.0	66.3	57.4	39.7
	1995	1.1	2.6	5.9	10.0	79.0	100.0	70.1	61.5	43.2
	2000	0.9	2.1	5.3	8.0	82.9	100.0	74.6	66.5	49.1
	2001	0.7	2.0	4.8	8.5	82.6	100.0	74.8	67.8	51.8
	2005	0.6	1.4	3.3	6.4	87.2	100.0	80.8	73.9	57.7
	2007	0.6	1.4	3.3	6.8	86.8	100.0	80.0	73.0	57.0
内国消費税	1980	9.7	14.7	18.1	21.6	35.2	100.0	21.7	13.4	4.6
	1985	11.2	14.7	17.5	21.6	34.3	100.0	21.2	13.4	5.0
	1990	10.6	14.8	18.2	22.2	33.8	100.0	20.2	12.2	4.2
	1995	10.9	15.2	18.3	22.1	32.9	100.0	19.5	11.7	4.1
	2000	10.8	14.4	18.0	21.6	34.8	100.0	21.2	13.1	4.9
	2001	10.9	14.7	18.1	22.6	33.3	100.0	20.0	12.1	4.2
	2005	11.2	14.6	17.9	21.9	34.2	100.0	21.3	13.6	5.5
	2007	11.0	14.1	18.1	22.2	34.3	100.0	20.7	12.7	4.7

注:平均税率、所得分位、連邦税の世帯への帰属については、表16の注の説明と同じ。
出所:Congressional Budget Office(2010), *Average Federal Tax Rates for All Households, by Comprehensive Household Income Quintile, 1979-2007*より作成。

第1に、1980-2007年間に全ての連邦税全体では、1980-2007年間に第1分位から第4分位まで各分位の税負担のシェアが減少し、逆に第5分位のシェアが1980年の56.3%から68.9%へと12.6%ポイントも増加している。同期間にトップ10%では15ポイント、トップ5%では15.6ポイント、トップ1%では13.9ポイント増加している。これらは、同期間に高所得層の所得が大きく伸び、所得不平等が拡大した結果だと考えられる。

第2に、個別の連邦税負担の分位間シェアに注目してみると、社会保障税負担の分位間シェアはほとんど変化がないのに対して、個人所得税では1980-2007年間に第1分位～第4分位までは各分位ともシェアを下げているのに、逆に第5分位はシェアを上げている。同期間にトップ10%が25.1ポイント、トップ5%が26.1ポイント、トップ1%が22.1%もシェアを上げている。最富裕層の所得拡大によるものであることは言うまでもない。法人所得課税は、配当や実現キャピタルゲインを多く取得する富裕層に多くかかるのは当然で、第5分位のシェアは高くかつそのシェアも1980-2007年間に増大している。内国消費税に関しては、下位の所得階層の負担割合もその他の税と比べれば高いが、分位間のシェアには大きな変動はない。

表18は1980-2007年間の全世帯についての分位別世帯数と世帯所得を示したものである。1980-2007年間に税引前平均所得は第1分位:1.15倍、第2分位:1.22倍、第3分位:1.23

倍、第4分位：1.33倍、第5分位：1.95倍と皆伸びている。しかし富裕層程その伸びは大きい。最富裕層では、トップ10%：2.23倍、トップ5%：2.58倍、トップ1%：3.6倍と非常に高い世帯所得の伸びを示している。このため分位間税引前所得割合を見ると、1980-2007年間に第1分位～第4分位のシェアは下がり、第5分位のシェアは10.1ポイントも上昇している。もちろん最富裕層であるトップ10%、トップ5%、トップ1%のシェアも大きく拡大している。また、税引前平均所得の第1分位と第5分位の差が1980年に119,700ドルであったものが、2007年には246,300ドルになっている。以上のように、所得格差は拡大している。

表18 全世帯についての分位別世帯数と世帯所得(1980-2007年)

区分	年	単位:100万世帯、2007年ドル、%									
		第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	全ての分位	トップ10%	トップ5%	トップ1%	
世帯数 (100万)	1980	18.1	16.1	15.2	15.7	17.1	82.6	8.8	4.4	0.9	
	1985	18.5	17.3	16.8	17.3	18.5	88.8	9.4	4.8	1.0	
	1990	18.8	18.6	18.4	18.7	19.7	94.6	10.0	5.0	1.0	
	1995	20.1	19.3	19.7	19.7	20.6	99.7	10.5	5.2	1.0	
	2000	22.1	20.8	21.6	21.1	22.4	108.3	11.4	5.7	1.1	
	2001	22.5	20.9	21.3	21.7	22.5	109.4	11.4	5.7	1.1	
	2005	23.9	22.0	22.4	22.6	23.1	114.5	11.7	5.8	1.1	
	2007	24.6	22.2	22.9	23.0	23.7	116.9	11.9	5.9	1.2	
税引前平均所得 (2007年ドル)	1980	16,000	34,700	52,300	71,000	135,700	61,300	176,700	236,900	518,500	
	1985	15,200	34,200	52,700	73,700	152,900	65,600	206,400	285,900	695,100	
	1990	16,200	35,900	54,800	77,400	168,800	70,800	230,500	324,500	822,600	
	1995	17,000	37,400	56,500	80,500	181,800	74,700	249,800	358,700	918,100	
	2000	17,600	40,100	60,500	89,700	236,500	89,200	344,400	522,400	1,551,300	
	2001	17,400	40,300	61,300	88,300	213,900	84,200	303,100	444,300	1,227,800	
	2005	17,100	40,100	62,100	90,700	246,700	90,500	362,000	555,500	1,660,400	
	2007	18,400	42,500	64,500	94,100	264,700	96,000	394,500	611,200	1,873,000	
税引後平均所得 (2007年ドル)	1980	14,800	29,800	42,600	55,800	98,700	47,700	125,400	164,000	339,200	
	1985	13,700	29,100	43,200	58,700	116,200	51,900	155,300	213,300	507,400	
	1990	14,800	30,700	45,000	61,400	126,400	55,600	170,200	236,800	586,000	
	1995	15,900	32,400	46,700	64,000	131,200	57,900	175,300	244,600	586,400	
	2000	16,500	34,900	50,400	71,300	170,300	68,700	242,600	360,600	1,038,700	
	2001	16,500	35,700	51,900	71,600	156,800	66,200	216,800	311,110	824,500	
	2005	16,400	36,000	53,300	74,800	183,200	71,900	262,100	393,200	1,135,900	
	2007	17,700	38,000	55,300	77,700	198,300	76,400	289,300	440,500	1,319,700	
分位間税引前 所得割合	1980	5.7	11.0	15.7	22.1	45.8	100.0	30.6	20.7	9.1	
	1985	4.8	10.1	15.2	21.9	48.6	100.0	33.4	23.4	11.5	
	1990	4.6	10.0	15.1	21.6	49.5	100.0	34.4	24.3	12.1	
	1995	4.6	9.7	14.9	21.3	50.2	100.0	35.2	25.1	12.5	
	2000	4.0	8.6	13.5	19.6	54.8	100.0	40.6	30.7	17.8	
	2001	4.3	9.2	14.2	20.8	52.3	100.0	37.5	27.4	14.7	
	2005	4.0	8.5	13.4	19.7	55.1	100.0	40.9	31.1	18.1	
	2007	4.0	8.4	13.1	19.3	55.9	100.0	42.0	32.3	19.4	
分位間税引後 所得割合	1980	6.8	12.1	16.5	22.3	42.8	100.0	27.9	18.4	7.7	
	1985	5.5	10.9	15.8	22.0	46.7	100.0	31.7	22.0	10.6	
	1990	5.3	10.8	15.8	21.9	47.3	100.0	32.3	22.6	11.0	
	1995	5.5	10.9	15.9	21.9	46.8	100.0	31.9	22.1	10.3	
	2000	4.9	9.7	14.7	20.2	51.3	100.0	37.1	27.5	15.5	
	2001	5.1	10.3	15.2	21.5	48.8	100.0	34.1	24.4	12.6	
	2005	4.8	9.6	14.5	20.5	51.5	100.0	37.3	27.7	15.6	
	2007	4.9	9.4	14.1	20.0	52.5	100.0	38.7	29.3	17.1	
最低調整所得 (2007年ドル)	1980	0	16,700	26,700	36,800	51,600	NA	66,600	83,700	162,400	
	1985	0	16,300	27,100	38,700	55,200	NA	72,500	92,700	185,900	
	1990	0	17,100	28,800	41,200	59,500	NA	78,600	102,000	210,700	
	1995	0	17,900	29,800	42,800	62,400	NA	83,300	109,600	235,700	
	2000	0	19,000	32,200	46,900	70,300	NA	96,300	130,400	309,000	
	2001	0	19,200	32,400	47,100	69,700	NA	94,000	125,700	278,700	
	2005	0	19,100	32,600	48,100	71,700	NA	98,600	135,200	327,900	
	2007	0	20,500	34,300	50,000	74,700	NA	102,900	141,900	352,900	

注: NAは統計利用不可を示す。

出所: Congressional Budget Office(2010), *Average Federal Tax Rates for All Households, by Comprehensive Household Income Quintile, 1979-2007*より作成。

表19に示されるように、いずれの分位も所得源泉の中で賃金のシェアが一番高いが、第1分位と第2分位は第3分位や第4分位と比べると賃金のシェアは相対的に低い。それを補完するものとして、現金移転や現物給付所得のシェアが比較的大きい。第5分位も賃金のシェアは第3分位や第4分位ほど高くはなく、資本所得である利子・配当、キャピタルゲインのシェアが比較的大きい。最富裕層になるほどそのシェアは大きい。金融自由化や金

融グローバル化が進展する中で資本所得、とりわけキャピタルゲインが増大し、富裕層の所得は大きく伸びる反面、賃金所得の伸びはそれ程大きくはなく、これらの事情が所得不平等を拡大している。

表19 全世帯及び各分位世帯の所得源泉(1980-2007年)

分位	年	世帯の数 (100万)	税引前 平均所得 (2007年ドル)	税引前所得の源泉(全税引前所得に占める割合(%))										単位:100万世帯、ドル、%	
				賃金	個人事業主 所得	その他 事業所得	利子 配当	キャピタル ゲイン	年金	現金 移転	現物給付 所得	帰属 諸税	その他 所得	合計	
全世帯	1980	82.6	61,300	64.0	2.5	2.0	7.1	3.4	2.2	7.1	4.4	6.2	1.1	100	
	1985	88.8	65,600	61.5	2.1	2.1	8.2	5.2	3.1	6.6	4.8	5.7	0.6	100	
	1990	94.6	70,800	60.6	3.2	2.6	8.0	2.6	4.1	6.4	5.6	6.2	0.6	100	
	1995	99.7	74,700	59.5	2.9	3.3	5.4	3.1	4.7	6.7	6.9	6.9	0.5	100	
	2000	108.3	89,200	57.6	2.6	3.6	5.0	7.9	5.4	5.5	5.5	6.2	0.8	100	
	2001	109.4	84,200	60.1	2.6	3.8	4.8	4.2	5.6	6.2	6.1	5.8	0.7	100	
	2005	114.5	90,500	55.1	2.6	5.0	4.0	6.8	5.5	6.0	7.4	6.9	0.6	100	
	2007	116.9	96,000	54.3	2.4	4.6	5.2	8.1	5.8	5.7	6.9	6.5	0.6	100	
第1分位	1980	18.1	16,000	40.4	1.2	0.7	2.8	0.3	1.6	35.1	13.3	3.5	1.2	100	
	1985	18.5	15,200	42.0	1.3	0.8	3.2	0.4	1.9	32.5	13.8	3.7	0.4	100	
	1990	18.8	16,200	42.4	3.2	0.2	2.6	0.0	2.3	29.6	15.2	4.0	0.4	100	
	1995	20.1	17,000	43.3	3.7	0.4	1.7	0.2	2.3	28.4	15.7	4.2	0.1	100	
	2000	22.1	17,600	47.6	4.4	0.9	1.5	0.6	2.6	24.2	13.7	4.3	0.4	100	
	2001	22.5	17,400	47.8	4.6	0.5	1.3	0.0	2.0	24.8	15.3	4.1	-0.3	100	
	2005	23.9	17,100	48.0	5.4	0.1	0.9	0.1	1.7	23.7	16.5	4.2	-0.6	100	
	2007	24.6	18,400	50.5	6.0	0.1	1.0	0.3	1.9	20.3	15.4	4.4	0.2	100	
第2分位	1980	16.1	34,700	60.1	2.3	0.9	3.3	0.3	2.6	16.2	7.9	4.7	1.6	100	
	1985	17.3	34,200	59.2	2.3	0.8	4.2	0.3	3.1	15.1	8.7	5.0	1.2	100	
	1990	18.6	35,900	57.5	3.1	0.6	3.4	0.1	3.8	14.9	10.0	5.2	1.4	100	
	1995	19.3	37,400	55.8	2.7	0.6	2.0	0.3	3.7	15.6	12.6	5.1	1.5	100	
	2000	20.8	40,100	58.4	2.6	0.9	1.7	0.6	4.4	13.6	11.3	5.1	1.4	100	
	2001	20.9	40,300	58.2	2.8	0.6	1.7	0.1	4.2	13.9	12.1	4.9	1.5	100	
	2005	22.0	40,100	57.1	2.8	0.5	1.0	0.2	3.8	14.0	14.4	4.9	1.3	100	
	2007	22.2	42,500	59.3	2.6	0.6	1.2	0.4	4.1	12.2	13.1	5.1	1.4	100	
第3分位	1980	15.2	52,300	70.6	2.2	0.8	4.1	0.5	2.6	7.8	4.9	5.5	1.2	100	
	1985	16.8	52,700	66.2	2.0	0.7	5.8	0.5	3.8	8.3	6.0	5.6	1.2	100	
	1990	18.4	54,800	63.2	2.5	0.8	4.9	0.2	5.0	9.0	7.4	5.8	1.3	100	
	1995	19.7	56,500	61.0	2.1	0.8	2.9	0.4	6.1	9.8	9.7	5.8	1.5	100	
	2000	21.6	60,500	60.9	2.0	0.7	2.9	0.9	7.3	9.2	9.0	5.6	1.4	100	
	2001	21.3	61,300	62.0	1.9	0.8	2.7	0.3	6.8	9.7	9.2	5.3	1.4	100	
	2005	22.4	62,100	60.2	2.1	0.9	1.5	0.4	6.9	9.6	11.7	5.3	1.5	100	
	2007	22.9	64,500	60.5	1.9	0.9	1.9	0.6	7.1	9.6	11.1	5.3	1.2	100	
第4分位	1980	15.7	71,000	73.8	2.0	1.0	4.8	0.7	2.4	4.7	4.0	5.7	1.1	100	
	1985	17.3	73,700	69.4	1.8	0.9	6.5	0.8	3.7	5.2	4.8	5.8	1.1	100	
	1990	18.7	77,400	67.8	2.3	0.7	5.6	0.4	5.0	5.1	5.9	6.2	1.1	100	
	1995	19.7	80,500	67.1	2.0	0.8	3.4	0.6	5.5	5.4	7.4	6.3	1.4	100	
	2000	21.1	89,700	68.3	1.9	0.9	2.9	1.4	6.3	4.9	6.1	6.1	1.3	100	
	2001	21.7	88,300	66.1	1.9	1.1	3.1	0.5	7.5	6.2	6.7	5.7	1.3	100	
	2005	22.6	90,700	63.5	1.9	1.1	2.1	0.7	7.8	6.6	9.1	5.8	1.3	100	
	2007	23.0	94,100	63.2	1.6	1.1	2.6	1.1	8.2	6.6	8.7	5.7	1.2	100	
第5分位	1980	17.1	135,700	60.3	3.7	3.6	10.6	6.7	1.9	2.2	2.4	7.3	1.3	100	
	1985	18.5	152,900	57.9	2.9	3.6	10.9	10.0	2.6	2.2	2.6	6.0	1.3	100	
	1990	19.7	168,800	57.8	4.1	5.1	11.2	4.8	3.6	2.3	3.1	6.6	1.4	100	
	1995	20.6	181,800	57.0	3.7	6.1	7.9	5.6	4.3	2.5	3.9	7.8	1.3	100	
	2000	22.4	236,500	52.8	2.9	6.2	7.0	13.4	4.8	2.1	2.8	6.6	1.3	100	
	2001	22.5	213,900	57.6	3.1	7.1	6.6	7.5	4.9	2.4	3.2	6.1	1.4	100	
	2005	23.1	246,700	50.1	3.0	8.9	5.8	11.9	4.8	2.3	3.9	8.0	1.3	100	
	2007	23.7	264,700	48.4	2.6	8.2	7.6	13.8	5.2	2.3	3.6	7.3	1.2	100	
トップ10%	1980	8.8	176,700	53.9	4.3	4.7	13.0	9.3	1.7	1.8	1.9	8.0	1.4	100	
	1985	9.4	206,400	51.4	3.2	4.8	12.9	14.0	2.4	1.9	2.0	6.0	1.4	100	
	1990	10.0	230,500	52.4	4.8	6.9	13.5	6.6	3.3	1.9	2.4	6.7	1.5	100	
	1995	10.5	249,800	52.2	4.2	8.1	9.5	7.5	3.7	2.0	3.0	8.4	1.4	100	
	2000	11.4	344,400	47.9	3.1	7.9	8.0	17.3	4.1	1.5	2.0	6.8	1.3	100	
	2001	11.4	303,100	53.4	3.4	9.3	7.8	10.2	4.2	1.7	2.4	6.2	1.4	100	
	2005	11.7	362,000	44.9	3.2	11.3	6.9	15.6	3.8	1.6	2.8	8.7	1.4	100	
	2007	11.9	394,500	43.2	2.8	10.3	9.0	17.7	4.0	1.6	2.5	7.8	1.2	100	
トップ5%	1980	4.4	236,900	46.3	4.7	6.0	15.5	12.7	1.5	1.5	1.4	8.9	1.5	100	
	1985	4.8	285,900	43.7	3.5	6.1	14.9	19.0	2.0	1.6	1.5	6.2	1.4	100	
	1990	5.0	324,500	46.8	5.3	9.0	15.6	8.8	2.7	1.5	1.8	6.9	1.6	100	
	1995	5.2	358,700	46.8	4.6	10.5	11.1	9.9	2.9	1.5	2.3	9.0	1.4	100	
	2000	5.7	522,400	42.8	3.1	9.6	8.9	21.4	3.3	1.1	1.5	6.9	1.3	100	
	2001	5.7	444,300	48.1	3.6	11.7	9.0	13.3	3.4	1.3	1.8	6.3	1.5	100	
	2005	5.8	555,500	38.9	3.2	13.9	7.9	19.6	2.8	1.1	1.9	9.4	1.3	100	
	2007	5.9	611,200	37.6	2.8	12.4	10.2	21.9	2.9	1.1	1.7	8.2	1.2	100	
トップ1%	1980	0.9	518,500	32.4	3.9	7.9	19.0	22.0	0.7	0.8	0.7	11.3	1.4	100	
	1985	1.0	695,100	28.8	2.6	8.5	17.6	31.4	1.0	0.9	0.6	7.0	1.6	100	
	1990	1.0	822,600	35.8	4.5	13.6	19.0	14.4	1.7	0.7	0.8	7.8	1.6	100	
	1995	1.0	918,100	35.5	3.6	15.4	13.9	15.8	1.6	0.7	1.1	10.7	1.7	100	
	2000	1.1	1,551,300	33.8	2.0	12.0	9.9	31.0	1.5	0.4	0.6	7.5	1.3	100	
	2001	1.1	1,227,800	37.9	2.6	15.9	11.0	21.2	1.5	0.5	0.8	7.2	1.5	100	
	2005	1.1	1,660,400	27.5	2.1	18.0	9.7	28.2	1.1	0.4	0.7	11.1	1.3	100	
	2007	1.2	1,873,000	26.7	1.6	15.5	12.1	31.3	1.1	0.4	0.6	9.5	1.3	100	

出所: Congressional Budget Office(2010), Sources of Income for All Households, by Household Income Category, 1979-2007より作成。

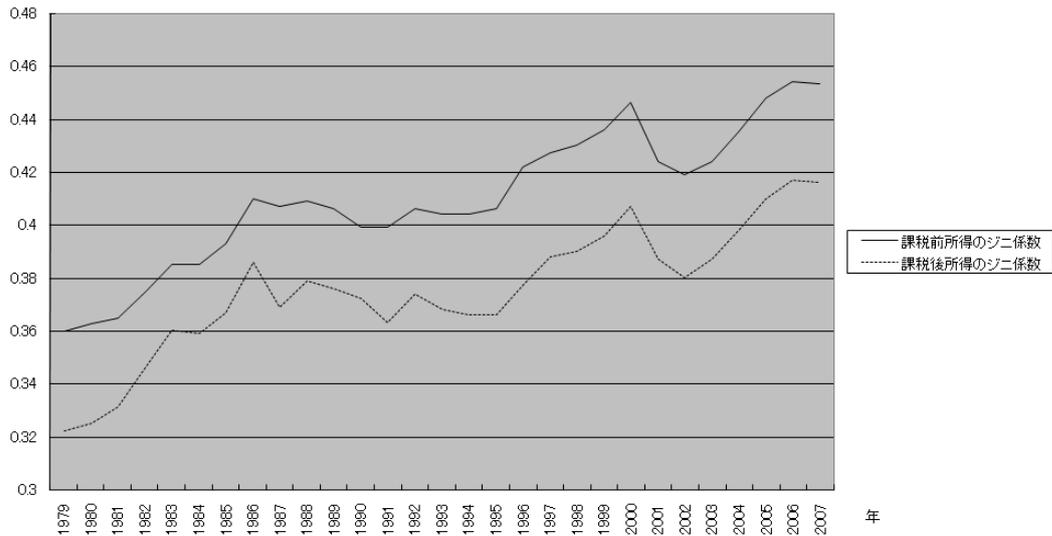
さて、このような所得不平等に果たして連邦税制は所得再分配機能を果たしているであろうか。表20と図8は全世帯の課税前所得のジニ係数と課税後所得のジニ係数を示したものである。図8を見れば明らかのように、課税前所得のジニ係数は1986年まで急激に悪化し、その後10年間は変化がなかったが、1986年以降急速に悪化し、2000年代初頭に少し改善の兆しが見えるが、再度また悪化している。課税後所得のジニ係数は、もちろん

課税前所得のジニ係数より低い、課税前所得と同じような形状を描いて、ジニ係数は平行に悪化している。ジニ係数の改善度は1979-2007年間に特に悪化しているわけではない。とはいえ、2007年現在の課税後所得のジニ係数は10年前の1997年の課税前所得のジニ係数と近い値にある。つまり、2007年の課税後所得の不平等度は1997年の課税前所得の不平等度と近い状態にある。

表20 全世帯の課税前所得と課税後所得のジニ係数と不平等改善度(1979-2007年)				
年	課税前所得のジニ係数	課税後所得のジニ係数	ジニ係数の差	改善度(%)
1979	0.360	0.322	0.038	10.6
1980	0.363	0.325	0.038	10.5
1981	0.365	0.331	0.034	9.3
1982	0.375	0.346	0.029	7.7
1983	0.385	0.360	0.025	6.5
1984	0.385	0.359	0.026	6.8
1985	0.393	0.367	0.026	6.6
1986	0.410	0.386	0.024	5.9
1987	0.407	0.369	0.038	9.3
1988	0.409	0.379	0.030	7.3
1989	0.406	0.376	0.030	7.4
1990	0.399	0.372	0.027	6.8
1991	0.399	0.363	0.036	9.0
1992	0.406	0.374	0.032	7.9
1993	0.404	0.368	0.036	8.9
1994	0.404	0.366	0.038	9.4
1995	0.406	0.366	0.040	9.8
1996	0.422	0.377	0.045	10.7
1997	0.427	0.388	0.039	9.1
1998	0.430	0.390	0.040	9.3
1999	0.436	0.396	0.040	9.1
2000	0.446	0.407	0.039	8.7
2001	0.424	0.387	0.037	8.7
2002	0.419	0.380	0.039	9.3
2003	0.424	0.387	0.037	8.7
2004	0.435	0.398	0.037	8.5
2005	0.448	0.410	0.038	8.5
2006	0.454	0.417	0.037	8.1
2007	0.453	0.416	0.037	8.2

出所: Congressional Budget Office(2010), *Pre-Tax Income Shares All Households, by Household Income Category, 1979-2007; After Tax Income Shares for All Households by Household Income Category, 1979-2007.*

図8 全世界の課税前所得と課税後所得のジニ係数(1979-2007年)



出所：Congressional Budget Office (2010), *Pre-Tax Income Share All Households, by Household Income Category, 1979-2007; After Tax Income Shares for All Households, by Household Income Category, 1979-2007* より作成。

以上から、連邦税制の再分配機能による所得不平等改善効果自体は時系列的に見てそう変わってはいないが、所得不平等化のテンポが速いために、急速に進む所得不平等化そのものに改善効果が追いついておらず、税引後所得の不平等化も急速に進んでいるということが出来る。

ここで、連邦租税政策により所得再分配の対象となる子供と高齢者のいる世帯と彼らはいない世帯で、連邦税負担に差があるのかどうか、再分配機能が働いているのかどうか、表 21 で考えてみよう。表 21 は、子供のいる世帯、子供のいない非高齢者世帯、子供のいない高齢者世帯についての全ての連邦税の所得分位別平均税率である。

	年	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	全ての分位	トップ10%	トップ5%	トップ1%
										単位:%
子供のいる世帯	1980	8.9	15.9	19.7	21.9	26.0	21.3	27.6	29.2	31.9
	1985	11.1	17.1	20.0	21.6	23.2	20.9	23.7	24.2	25.6
	1990	9.1	16.8	19.9	21.7	24.7	21.3	25.5	26.4	28.2
	1995	4.7	14.7	19.2	21.5	28.1	22.2	30.3	32.3	36.7
	2000	5.0	13.7	18.2	21.2	28.7	22.9	30.6	31.9	33.8
	2001	3.1	12.0	16.8	19.9	27.6	21.2	29.6	31.1	33.7
	2005	1.3	9.8	15.0	18.1	26.4	20.0	28.3	29.8	31.8
2007	0.8	10.5	15.2	18.2	26.1	20.2	27.7	28.8	30.0	
子供のいない非高齢者世帯	1980	10.9	16.2	20.0	22.5	27.6	24.4	29.0	30.5	34.2
	1985	13.0	16.9	19.9	22.0	24.6	22.9	25.1	25.5	27.0
	1990	13.6	16.9	20.0	22.2	25.7	23.7	26.5	27.2	28.6
	1995	11.8	16.4	19.7	21.9	27.9	24.8	29.6	31.4	35.9
	2000	10.8	15.7	19.5	22.0	28.2	25.0	29.6	31.0	33.1
	2001	10.2	14.4	18.0	20.8	26.9	23.6	28.4	29.9	33.0
	2005	10.1	13.5	16.9	19.6	25.7	22.5	27.3	28.9	31.6
2007	9.9	13.6	17.0	19.5	25.1	21.9	26.4	27.6	29.6	
子供のいない高齢者世帯	1980	2.7	5.3	10.8	15.4	28.8	18.9	31.2	33.4	37.9
	1985	2.6	4.7	8.7	12.8	23.6	16.2	25.4	26.5	28.4
	1990	2.8	4.9	8.9	13.3	24.3	16.5	26.0	27.5	29.7
	1995	3.4	4.8	8.8	13.4	27.1	18.1	29.8	32.0	35.8
	2000	3.4	5.1	8.8	13.9	25.6	18.5	27.5	29.0	31.4
	2001	2.6	4.2	6.9	11.4	23.8	16.0	26.2	27.9	31.0
	2005	2.7	3.9	6.7	11.0	24.5	17.5	26.9	28.9	31.3
2007	2.3	4.0	6.5	11.0	23.3	17.3	25.4	26.9	28.7	

出所: Congressional Budget Office(2010), *Average Federal Tax Rates for Households with Children, Nonelderly Childless Households, and Elderly Childless Households, by Comprehensive Household Income Quintile, 1979-2007*より作成。

まず表 21 の真ん中の「子供のいない非高齢者世帯」について見てみよう。子供や高齢者に対する政策的配慮を必要としていない世帯であり、1980-2007 年期中どの分位も平均税率は低下しているが、いずれも 1~3 ポイントの範囲内に収まる。

ところが、「子供のいる世帯」を見ると、1980-2007 年期中、第 5 分位を除き、第 1 分位~第 4 分位までのどの分位においても平均税率は低下しているが、特に下位分位程その低下が顕著であり、租税政策による所得再分配機能が強く働いていると言える。図 5 に示されるように、子供の貧困率が非常に高く、租税政策面で一定の対応が取られているためである。しかし、子供の貧困率が大きく低下しないのは、そのような租税政策だけでは十分でないからで、他の歳出面からの支援が必要であろう。

今度は、「子供のいない高齢者世帯」を見ると、1980-2007 年期中全ての分位で平均税率が低下していることが分かる。だが図 5 に示されるように、高齢者の貧困率は緩やかに低下し、かつ他の年齢層よりは低いために、租税政策上子供に対する支援ほどには対策が必要とされていない。また、退職世代なので第 5 分位を除けば、どの分位も平均税率は低い。したがって、どの分位もある程度の平均税率の低下で収まっているが、問題なのは第 5 分位の平均税率の低下幅が一番大きく、しかもトップ 10%、トップ 5%、トップ 1%と最富裕層になる程平均税率が大きく低下していることである。最富裕層になる程資本所得の保有割合が高く、しかも 2000 年代のブッシュ減税で資本所得の負担軽減策等もあって、高齢富裕層の平均税率は大きく低下しているのである。

表 22 は、子供のいる世帯、子供のいない非高齢者世帯、子供のいない高齢者世帯についての個人所得税と社会保障税の所得分位別平均税率を示している。個人所得税は、

1980-2007 年期中に特に子供のいる世帯に対し、第 1 分位から第 4 分位まで負担が軽減され、分位の低い所得層平均税率が引き下げられている。子供のいない非高齢世帯の平均税率は、1980-2007 年期中にどの分位も 3~4 ポイント低下しているが、特に 2000 年代のブッシュ減税による負担軽減効果大きい。子供のいない高齢者の平均税率は、第 5 分位以外の分位ではそう高くはなく、1980-2007 年期中においてもそれ程大きく軽減されているわけではない。

		年	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	全ての分位	トップ10%	トップ5%	トップ1%	単位:%
個人所得税	子供のいる世帯	1980	-0.3	5.2	8.7	11.3	16.5	11.0	18.4	19.9	21.4	
		1985	0.2	4.7	7.4	9.4	13.7	9.5	15.2	16.4	18.2	
		1990	-2.0	3.8	6.6	8.7	14.7	9.3	16.7	18.3	20.7	
		1995	-7.6	1.7	5.9	8.1	16.7	9.7	19.5	21.9	26.0	
		2000	-8.0	0.8	4.9	7.9	18.8	11.2	21.6	23.6	25.9	
		2001	-9.6	-0.7	3.7	6.9	17.6	9.5	20.5	22.9	25.7	
		2005	-11.3	-2.7	2.4	5.5	15.4	8.1	17.8	19.4	20.7	
	2007	-11.6	-1.8	2.7	5.8	16.0	8.8	18.1	19.5	20.4		
	子供のいない非高齢者世帯	1980	1.3	5.4	8.7	11.3	17.0	13.5	18.5	20.1	23.1	
		1985	1.4	4.9	7.6	9.6	14.0	11.5	15.2	16.5	19.1	
		1990	0.6	4.3	7.0	9.0	14.5	11.7	16.1	17.7	20.4	
		1995	-1.0	3.5	6.4	8.6	15.4	11.8	17.4	19.6	24.2	
		2000	-1.5	3.1	6.5	8.9	17.2	13.1	19.3	21.5	24.6	
		2001	-2.0	2.0	5.3	7.9	15.9	11.7	18.1	20.4	24.6	
		2005	-2.5	1.3	4.6	7.0	13.9	10.3	15.8	17.6	20.1	
	2007	-2.6	1.5	4.7	7.1	14.0	10.2	15.8	17.6	19.8		
	子供のいない高齢者世帯	1980	0.1	0.6	2.7	5.6	15.3	8.8	17.1	18.7	22.2	
		1985	0.1	0.6	2.4	5.3	14.6	8.8	16.2	17.2	19.1	
		1990	0.0	0.7	2.6	5.5	13.5	8.0	14.7	15.9	17.6	
		1995	0.0	0.4	2.2	4.8	13.6	8.0	15.2	16.5	19.0	
		2000	0.1	0.7	2.9	6.5	15.4	10.1	16.9	18.1	20.1	
2001		0.0	0.3	1.9	5.4	14.7	8.8	16.4	17.8	20.1		
2005		-0.1	0.1	1.4	4.4	11.9	7.8	13.2	14.2	15.5		
2007	-0.1	0.2	1.7	4.8	12.4	8.6	13.6	14.6	15.7			
社会保障税	子供のいる世帯	1980	7.2	9.1	9.5	9.1	5.5	7.9	4.0	2.8	1.1	
		1985	8.4	10.7	11.2	10.9	6.9	9.4	5.2	3.7	1.5	
		1990	9.0	11.4	11.9	11.7	7.3	9.9	5.5	4.0	1.8	
		1995	9.4	11.0	11.7	11.7	7.6	9.8	5.9	4.6	2.5	
		2000	10.5	11.2	11.8	11.8	6.5	9.2	4.9	3.7	2.0	
		2001	10.5	11.3	11.8	11.9	7.2	9.7	5.6	4.2	2.4	
		2005	10.2	10.9	11.2	11.2	6.3	8.8	4.9	3.6	1.8	
	2007	10.7	11.1	11.3	11.2	5.8	8.5	4.3	3.2	1.6		
	子供のいない非高齢者世帯	1980	6.7	8.4	9.2	9.4	6.7	7.7	5.6	4.1	1.3	
		1985	8.0	9.8	10.5	10.8	7.8	8.9	6.5	4.8	1.6	
		1990	9.3	10.5	11.2	11.6	8.1	9.4	6.7	4.9	1.8	
		1995	8.9	10.3	11.1	11.5	8.6	9.7	7.4	5.8	2.8	
		2000	8.9	10.4	11.4	11.5	7.6	9.1	6.3	4.7	2.3	
		2001	9.2	10.5	11.2	11.5	8.5	9.6	7.3	5.8	2.8	
		2005	9.4	10.3	10.7	11.0	7.4	8.8	6.1	4.5	2.0	
	2007	9.8	10.5	10.8	11.0	7.5	8.9	6.2	4.6	2.0		
	子供のいない高齢者世帯	1980	0.5	1.4	2.3	2.8	1.8	1.8	1.5	1.2	0.5	
		1985	0.4	1.3	2.1	2.7	2.0	2.0	1.7	1.3	0.8	
		1990	0.5	1.4	2.1	2.6	2.1	2.1	1.8	1.4	0.7	
		1995	0.4	1.3	2.1	2.6	2.2	2.1	2.0	1.7	1.1	
		2000	0.6	1.6	2.0	2.9	2.0	2.0	1.7	1.4	0.9	
2001		0.5	1.5	2.0	2.5	2.3	2.2	2.0	1.6	1.0		
2005		0.5	1.3	2.0	2.5	2.1	2.1	1.8	1.5	0.8		
2007	0.6	1.7	2.0	2.6	1.9	2.0	1.7	1.3	0.7			

出所: Congressional Budget Office(2010), *Average Federal Tax Rates for Households with Children, Nonelderly Childless Households, and Elderly Childless Households, by Comprehensive Household Income Quintile, 1979-2007*より作成。

社会保障税は、1980-2007 年期中において税率引上げが行われ、また所得控除がなく上限があるために逆進的な税である。子供のいる世帯、子供のいない非高齢者世帯のいずれにおいても、第 1 分位~第 4 分位までは、平均税率はそれ程差がなくかつ 1980-2007 年期中に上昇している。他方、富裕所得層である第 5 分位の平均税率は他のいずれの分位よりも低

く、1980-2007 年間に必ずしも上昇しているわけではない。社会保障税の逆進性がこういう形で現れているのである。しかもトップ 10%、トップ 5%、トップ 1%へと最富裕の程度が上がる程に平均税率は低下している。子供のいない高齢者世帯については、平均税率は各分位とも低く、分位間にそれ程差がなく、かつ時系列で見てもそれ程大きな変化はない。あえて特徴を言えば、平均税率は第 4 分位が一番高く、それから分位が下がるにつれ低くなり、また逆に第 5 分位、トップ 10%、トップ 5%、トップ 1%と富裕度が上がるにつれ低くなっている。

表 22 について一言でいえば、個人所得税の累進性を社会保障税の逆進性が打ち消しており、前者の所得再分配効果を後者が弱めているのである。

(2) 個人所得税制の累進性

ここでは連邦個人所得税の仕組みを概略説明した上で、表 23 の数値の意味を考えてみよう。個人所得税は個人所得に総合課税するものである。個人の課税所得に累進税率（表 24 に示されるように 1986 年レーガン税制改革による税率フラット化（15%、28%）から幾度か変更が行われている）を適用して税額を算出し、そこから税額控除分（表 30）を差し引けば支払税額が得られる。

表23 全所得税申告書の内訳(2008年)

調整総所得(AGI)の規模	申告書数 (1000件)	調整総所得 マイナス損失 (100万ドル)	控除額 (100万ドル)	全項目別控除		標準控除		課税所得		税額控除後所得		全所得税	
				申告書数 (1000件)	金額 (100万ドル)								
全申告書	142,451	8,262,860	980,977	48,167	1,322,276	91,781	695,488	107,995	5,652,925	90,660	1,031,581	90,660	1,031,581
全課税申告書	90,660	7,583,462	591,876	40,644	1,125,711	50,004	386,049	90,626	5,487,574	90,660	1,031,581	90,660	1,031,581
全非課税申告書	51,791	679,399	389,101	7,523	196,565	41,777	309,439	17,369	165,351	0	0	0	0
全申告書のAGI別構成比(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
非調整総所得	1.7	-2.0	1.3	0	0	0	0	0	0	0.003	0.007	0.003	0.007
1~5,000未満ドル	8.2	0.4	3.3	0.9	0.5	12.2	7.8	0.7	0.01	0.6	0.007	0.6	0.007
5,000~10,000未満ドル	8.5	1.1	5.4	1.3	0.7	12.6	10.8	3.0	0.1	2.9	0.05	2.9	0.06
10,000~15,000未満ドル	8.2	1.8	7.0	1.9	1.1	11.8	11.1	5.7	0.4	4.7	0.2	4.7	0.2
15,000~20,000未満ドル	7.8	2.3	7.2	2.4	1.4	10.8	10.5	7.1	0.9	5.8	0.3	5.8	0.3
20,000~25,000未満ドル	6.9	2.7	6.8	2.8	1.6	9.3	9.3	7.7	1.4	6.0	0.6	6.0	0.6
25,000~30,000未満ドル	6.1	2.9	6.1	3.4	2.0	7.8	7.8	7.5	1.8	5.9	0.9	5.9	0.9
30,000~40,000未満ドル	10.2	6.1	10.3	8.1	4.7	11.6	12.2	13.0	4.7	11.9	2.5	11.9	2.5
40,000~50,000未満ドル	7.8	6.0	8.2	8.7	5.4	7.5	8.4	10.1	5.1	10.3	3.0	10.3	3.0
50,000~75,000未満ドル	13.5	14.2	15.8	20.5	14.4	10.1	12.9	17.6	13.2	19.5	8.9	19.5	9.0
75,000~100,000未満ドル	8.2	12.3	10.9	16.7	13.6	4.0	5.8	10.8	12.2	12.6	8.9	12.6	9.0
100,000~200,000未満ドル	9.7	22.3	13.9	24.7	26.3	2.1	3.2	15.6	23.7	15.2	22.5	15.2	22.5
200,000~500,000未満ドル	2.4	12.0	3.2	6.9	13.1	0.2	0.3	3.2	14.0	3.8	18.8	3.8	18.8
500,000~1,000,000未満ドル	0.4	4.8	0.4	1.1	4.4	0.03	0.04	0.5	5.9	0.6	9.1	0.6	9.1
1,000,000~15,000,000未満ドル	0.1	2.1	0.1	0.3	1.8	0.01	0.01	0.1	2.6	0.2	4.1	0.2	4.1
15,000,000~2,000,000未満ドル	0.04	1.2	0.04	0.1	1.0	0.002	—	0.05	1.6	0.07	2.5	0.07	2.5
2,000,000~5,000,000未満ドル	0.06	3.1	0.06	0.2	2.5	0.003	—	0.08	4.0	0.09	6.1	0.09	6.1
5,000,000~10,000,000未満ドル	0.02	1.8	0.01	0.0	1.4	—	—	—	2.3	0.02	3.4	0.02	3.3
10,000,000ドル以上	0.01	4.8	0.009	0.03	4.0	—	—	—	6.2	0.01	8.1	0.01	8.1

出所:Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution (2010), All Returns: Adjusted Gross Income, Exemptions, Deductions, and Tax Items, by Size of Adjusted Gross Income and by Marital Status, Tax Year 2008より作成。

ただ課税所得を算出するまでのプロセスはやや複雑である。以下、金児・長岡(2006)や伊藤(2009)を参考に説明する。個人の所得のうち非課税扱いとなっている所得を取り除いた残りが総所得と呼ばれる。非課税扱いの所得には、保険料の累積支払額までの生命保険の配当、健康保険の保険料、奨学金、免税債からの受取利子等税法上の優遇措置が取られているものがある。総所得には賃金・給与、賞与、自営業所得、預金・債券利子、受取配当金、実現キャピタル・ゲイン、賃貸所得、企業年金・退職金、社会保障給付金等が含まれる。そして、総所得から所得調整控除を除いたものが調整総所得となる。所得調整控除には、転居費用、個人退職年金口座(IRA)への拠出金、自営業者退職年金基金への拠出金、教育ローン利子控除、自営業税および自営業者の健康保険料等がある。

課税所得は調整総所得から所得控除(標準控除ないし項目別控除)を差し引き、さらに人的控除・扶養控除を差し引いて得ることができる。項目別控除(実額控除)は、税法で定められた個人の所得から控除できる費用項目であり、これが申告資格別に定められている

標準控除額に達しない場合は標準控除が選択される。個人の納税者の約 7 割が標準控除を選択している。標準控除は、2009 年で単身者 5700 ドル、特定世帯主 8350 ドル、夫婦合算申告 11400 ドル、夫婦個別申告 5700 ドルとなっている。項目別控除には、医療・歯科治療費、住宅ローン等の支払利子、慈善寄付、州税・地方税等の支払税等がある。人的控除は人間として最低限の生活を保つために必要な所得を課税免除するもので、納税者本人と配偶者に 1 人当たり、2008 年で 3500 ドル、2009 年で 3650 ドルの控除額が認められる。

表 23 は 2008 年の全所得税申告書の内訳である。「調整総所得マイナス損失」欄と「全所得税」欄の全申告書の AGI（調整総所得）別構成比を見比べると、AGI の規模が 75,000～100,000 未満ドルまでは、前者の構成比の方が後者の構成比より大きな値を示しているが、100,000 ドル以上になると、逆転して後者の構成比の方が前者の構成比より大きな値を示している。つまり 100,000 ドル以上の層は、「調整総所得マイナス損失」全体の 52.1%を占めているが、人的控除・扶養控除、項目別控除、標準控除、税額控除等の過程を経た後の最終的「全所得税」では 74.51%の構成比を示している。このように表 23 で個人所得税における累進性構造を確認することができる。

勿論このような所得税の累進性は、上述のような各種控除の結果でもあるが、もう 1 つは表 24 のような累進税率適用の結果でもある。2008 年現在 10～35%(6 段階)の税率となっているが、これは 2001 年、2003 年のブッシュ減税で従来の 15～39.6% (5 段階) の税率を変更したものである。新たに 10%の税率が設けられ、また最高税率が 39.6%から 35%に引き下げられ、税率区分も 5 段階から 6 段階になったのがその特徴である。

表24 限界税率別所得税申告者割合(1985-2008年)

		単位: %																	
		1985年		1989年		1992年		1996年		2000年		2001年		2002年		2003年		2008年	
税率	割合	税率	割合																
0	15.4	0	17.8	0	20.4	0	19.7	0	18.8	0	20.0	0	21.4	0	22.3	0	24.8		
11-12	12.3												10	18.3	10	20.4	10	18.4	
14-18	33.4	15	57.8	15	57.6	15	56.6	15	53.9	15	53.6	15	35.4	15	36.4	15	35.2		
20-28	26.1	28	20.6	28	19.0	28	19.7	28	22.3	27.5	21.5	27	20.4	25	16.7	25	16.5		
30-33	6.7	33	2.8	31	3.0	31	2.2	31	3.0	30.5	3.0	30	2.7	28	2.6	28	3.0		
34-38	3.7	28	0.7					36	0.9	36	1.2	35.5	1.1	35	1.0	33	1.0	33	1.2
42-50	2.4							39.6	0.5	39.6	0.7	39.1	0.6	38.6	0.6	35	0.6	35	0.7

出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution (2010), *Percent of Tax Filers by Marginal Tax Rates, Selected Years, 1985-2008*より作成。

表 24 でブッシュ減税以前と以後の所得税申告者の割合の変化を見てみよう。第 1 に、税率 35%以上の申告者の割合は低下している。第 2 に、税率 15%の申告者が 50%強の構成比であったのが 30 数%の構成比に低下し、新たに税率 10%の申告者が約 18～20%の構成比を占めるようになってきている。第 3 に、税率 0%というのは、各種控除によって実質的に税がかからなくなる申告者にとっての税率を意味するが、この税率 0%の申告者の構成比が上昇している。

(3)高所得層の負担軽減とキャピタルゲイン減税の恩恵

表 25 は、1992-2006 年期の調整総所得 (AGI) トップ 400 の納税者にとっての平均実効税率を示している。同表より 2 つの大きな特徴を指摘することができる。第 1 に、納税者数が 3 桁になっている平均実効税率が、1990 年代前半では 25～30%未満であったが、1990 年代後半には 20～25%未満に、2000 年代前半では 15～20%未満に、2000 年代中頃では 10～15%未満に移っている。第 2 に、2000 年代、特に 2001 年、2003 年ブッシュ減税を契

機として、平均実効税率 0～10%未満と 10～15%未満といった低い平均税率の納税者の数が増えており、逆に平均実効税率 20～25%未満の納税者の数が減っている。このようにトップ高所得者層の税負担は相対的に軽減されてきており、ブッシュ減税はそれに拍車をかけている。

表25 調整総所得(AGI)トップ400の納税者にとっての平均実効税率(1992-2006年)

年	単位:人						
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	35%
	{	{	{	{	{	{	
	10%未満	15%未満	20%未満	25%未満	30%未満	35%未満	
1992	6	10	17	62	234	71	—
93	9	5	15	50	147	77	97
94	9	4	16	30	156	64	96
95	7	5	13	32	148	85	110
96	3	7	24	61	180	57	68
97	7	10	70	141	67	42	63
98	7	31	109	146	28	27	52
99	7	31	104	133	27	34	64
2000	11	29	96	141	36	35	52
01	19	30	108	94	22	44	83
02	10	34	86	110	38	60	62
03	24	75	116	53	52	80	—
04	27	112	103	34	51	73	—
05	23	121	111	39	47	59	—
06	31	113	125	34	50	47	—

出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution (2009),
*Effective(Average) Tax Rates for Tax Payers with the Top 400 Adjusted
 Gross Income(AGI) 1992-2006。*

表 26 と図 9 は、1977～2006 年期における高所得者にとっての大きな所得源泉である長期キャピタルゲイン（1年超保有）とそれに対して支払った税の推移を見たものである。実現長期キャピタルゲインの増減は景気動向と適用される税率に大きく左右される。1981年の途中から適用税率が 28%から 20%に引き下げられ、また 1981-82 年不況を脱した後の景気回復もあって、1986 年までは実現長期キャピタルゲインは急増する。

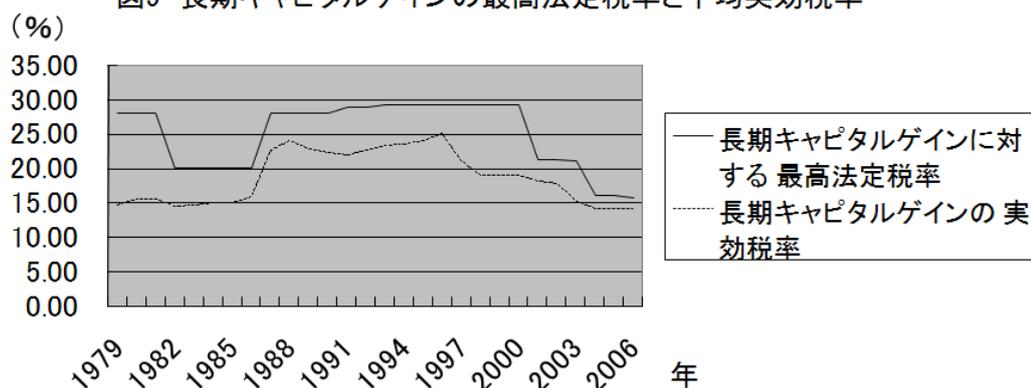
表26 長期キャピタルゲインとそれに対して支払った税

年	実現長期	長期キャピタル	平均実効	実現キャピタル	長期キャピタル
	キャピタルゲイン	ゲインに対して 支払った税	税率(%)	ゲインの対 GDP比	ゲインに対する 最高税率
1977	43,755	7,870	18.0	1.57	34.875
1979	70,493	10,405	14.8	2.25	28.00
1980	69,856	10,817	15.5	2.23	28.00
81	77,071	11,934	15.5	2.36	28.00/20.00
82	86,087	12,500	14.5	2.64	20.00
83	116,015	17,134	14.8	3.28	20.00
84	135,936	20,365	15.0	3.46	20.00
85	166,356	25,178	15.1	3.95	20.00
86	318,944	50,834	15.9	7.16	20.00
87	140,386	31,791	22.6	2.96	28.00
88	153,271	36,746	24.0	3.00	28.00
89	141,069	32,531	22.9	2.57	28.00
90	115,671	25,900	22.4	1.99	28.00
91	98,363	21,581	21.9	1.64	28.93
92	114,060	25,847	22.7	1.81	28.93
93	134,469	31,393	23.3	2.02	29.19
94	140,392	33,092	23.6	1.99	29.19
95	158,955	38,368	24.1	2.15	29.19
96	233,872	58,782	25.1	2.99	29.19
97	330,360	69,572	21.1	3.97	29.19/21.19
98	424,762	80,611	19.0	4.84	21.19
99	482,181	91,416	19.0	5.20	21.19
2000	588,061	111,507	19.0	5.99	21.19
01	322,831	58,750	18.2	3.19	21.17
02	251,301	44,984	17.9	2.40	21.16
03	294,811	44,903	15.2	2.69	21.05/16.05
04	466,244	66,154	14.2	3.99	16.05
05	648,430	92,304	14.2	5.22	16.05
06	750,771	106,568	14.2	5.70	15.70

単位:100万ドル、%

出所: Department of the Treasury, Office of Tax Analysis (2008), *Capital Gains and Taxes Paid on Capital Gain.*

図9 長期キャピタルゲインの最高法定税率と平均実効税率



出所: Department of the Treasury, Office of Tax Analysis (2008), *Capital Gains and Taxes Paid on Capital Gain.*

しかし、1986年レーガン税制改革で適用税率が28%に戻されたために、実現長期キャピタルゲインは急激に縮減する。その後財政再建を重視して1991年に税率が28.93%へ、93年に29.19%へと引き上げられる。1990年代になると、電気通信産業を中心としたニューエコノミーブームが起こり、1997年の途中に税率が21.19%に引き下げられたこともあって、2000年までは実現長期キャピタルゲインは大幅に増加する。しかし、2001-02年の不況突入で実現長期キャピタルゲインは大幅に減少する。

これに対し、ブッシュ政権は2003年の減税で長期キャピタルゲインの税率を、これまでの1年超保有：10%、20%、5年超保有：8%、20%から保有期間に区別なく5%、15%に引き下げた。これもあって2001-02年不況脱出後2008年リーマン破綻までの金融バブルの進行の中で、再び実現キャピタルゲインは増殖するのである。

以上の結果として、平均実効税率は図9に示されるように、最高法定税率よりはるかに低く1986年までは10数%で推移し、1986年レーガン税制改革後の87年から1997年財政収支均衡法までは20%台であったが、それ以降20%を割って、さらには2004年以降15%も割るようになっている。

表27は、2007年の現金所得水準別に見た長期キャピタルゲイン税率の恩恵を示したものである。キャピタルゲイン税率引下げの恩恵は、富裕層に片寄って発生していることが分かる。減税の恩恵の71.7%は1,000,000ドル以上の現金所得のある納税者に行っている。減税の恩恵の92.3%は200,000ドル以上の所得のある納税者に行っている。

現金所得水準 1000ドル(2006年ドル)	減税の恩恵を受ける 申告者の割合(%)	減税の恩恵の所得に 占める割合(%)	単位: 1000ドル、%	
			減税の恩恵の割合 (%)	平均減税額 (ドル)
10未満	0.0	0.0	0.0	0
10-20	0.7	0.0	0.0	0
20-30	2.4	0.0	0.1	3
30-40	3.6	0.0	0.1	5
40-50	6.1	0.0	0.2	12
50-75	10.5	0.1	0.9	37
75-100	13.7	0.1	1.1	68
100-200	21.1	0.3	5.3	262
200-500	37.7	1.0	11.3	2,082
500-1000	46.8	2.0	9.3	10,179
1000以上	57.3	7.1	71.7	149,315
全体	7.9	1.1	100.0	553

出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution (2007), *Benefit of Lower Tax Rates on Long-term Capital Gains by Cash Income, 2007*.

高所得者層にとっての所得税の平均実効税率の低下や長期キャピタルゲイン負担軽減の恩恵増加は、所得不平等化を促す所得再分配となっている。

(4)低所得層の負担軽減

表28は、1980-2010年期の課税最低限と貧困水準との関係を示している。貧困水準所得に対する税額控除後の課税最低限の比率を見れば分かるように、独身子供なしのケースを除けば、片親、両親のどのケースでも、貧困水準所得を税額控除後の課税最低限が1990年代以降は完全に上回るようになっているので、貧困水準所得にあるものには所得税はかか

らない。

年	単位 : ドル、%							
	1980	1985	1990	1995	2000	2001	2005	2010
税額控除前の課税最低限(ドル)								
独身 子供なし	3,300	3,440	5,300	6,400	7,200	7,450	8,200	9,350
片親 子供1人	4,300	4,470	8,850	10,700	12,050	12,450	13,700	15,700
片親 子供2人	5,300	5,510	10,900	13,200	14,850	15,350	16,900	19,350
両親 子供なし	5,400	5,620	9,550	11,550	12,950	13,400	16,400	18,700
両親 子供1人	6,400	6,660	11,600	14,050	15,750	16,300	19,600	22,350
両親 子供2人	7,400	7,700	13,650	16,550	18,550	19,200	22,800	26,000
税額控除後の課税最低限(ドル)								
独身 子供なし	3,300	3,440	5,300	7,357	8,274	8,863	9,741	13,401
片親 子供1人	6,948	7,865	13,415	17,788	21,590	24,168	27,555	32,379
片親 子供2人	7,510	8,369	14,645	20,955	27,144	29,860	34,621	39,936
両親 子供なし	5,400	5,620	9,550	11,700	12,950	13,400	16,404	26,704
両親 子供1人	8,125	8,940	15,064	19,458	23,381	25,978	31,711	40,249
両親 子供2人	8,687	9,435	16,295	22,424	28,682	31,738	41,000	50,253
貧困水準所得(ドル)								
独身 子供なし	4,284	5,593	6,800	7,929	8,959	9,214	10,160	11,429
片親 子供1人	5,676	7,410	9,009	10,504	11,869	12,207	13,461	15,142
片親 子供2人	6,635	8,662	10,530	12,278	13,874	14,269	15,735	17,700
両親 子供なし	5,514	7,199	8,752	10,205	11,531	11,859	13,078	14,711
両親 子供1人	6,628	8,654	10,520	12,267	13,861	14,255	15,720	17,682
両親 子供2人	8,351	10,903	13,254	15,455	17,463	17,960	19,806	22,278
貧困水準所得に対する税額控除後の課税最低限の比率(%)								
独身 子供なし	77	62	78	93	92	96	96	117
片親 子供1人	122	106	149	169	182	198	205	214
片親 子供2人	113	97	139	171	196	209	221	226
両親 子供なし	98	78	109	115	112	113	126	182
両親 子供1人	123	103	143	159	169	182	202	228
両親 子供2人	104	87	123	145	164	177	208	226
注: (1) 全ての所得は賃金であると想定している。子供は勤労所得税額控除(EITC)と児童税額控除(CTC)に資格があると想定する。児童養育費は考慮しない。								
(2) 第1欄は、EITCとCTCの控除前に所得税支払義務が生じる所得水準を示している。第2欄は、所得税がCTCを超え始める所得水準を示している。								
(3) CTCとEITCは発効した年時から計算に入れられている。CTCは1998年に発効した。子供のいる家族に対するEITCは、1975年に発効した。子供のいない個人は1994年からEITCを請求できるようになった。計算には2008年のRecovery Rebate Creditや2009年と2010年のMaking Work Pay Creditを含めている。								
出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution(2010), <i>Relationship Between Tax Entry Thresholds and Poverty, Selected Years 1980-2010</i> より作成。								

表 29 は、1970-2006 年期の子供の数毎の貧困水準にある家族の所得、社会保障税、所得税の推移を示している。1990 年以降は子供の数にかかわらず貧困水準にある家族に所得税は実質的にかかっていない。これに対し、社会保障税は貧困水準にある家族には子供の数如何にかかわらず、皆一律の賃金に対する税負担がかかる。したがって、貧困水準にある家族に所得税と社会保障税を合せた負担が1985年までは子供の数如何にかかわらずかかっていた。しかし、1990年には子供1人のケースでは両親を合せた負担はかからなくなり、2000年代に入ると子供なしのケース以外は両税を合せた負担はかからなくなっている。

表29 子供の数毎の貧困水準にある家族の所得、社会保障税、所得税(1970-2006年)

単位:ドル、%

年	子供の数毎の貧困水準の所得				子供の数毎の貧困水準の社会保障税				子供の数毎の貧困水準の所得税				子供の数毎の貧困水準の所得税と社会保障税の合計			
	0	1	2	4	0	1	2	4	0	1	2	4	0	1	2	4
	1970	2,596	3,121	3,932	5,182	125	150	189	249	153	131	146	128	278	281	335
1980	5,514	6,628	8,351	11,004	441	530	668	881	16	-390	-73	225	457	140	595	1,106
1985	7,199	8,654	10,903	14,365	508	610	769	1,013	174	-67	351	533	682	543	1,120	1,546
1990	8,752	10,520	13,254	17,464	670	805	1,014	1,336	0	-953	-701	-280	670	-148	313	1,056
1995	10,205	12,267	15,455	20,364	781	938	1,182	1,558	0	-1,938	-2,268	-1,276	781	-1,000	-1,086	282
2000	11,531	13,861	17,463	23,009	882	1,060	1,336	1,760	0	-2,166	-2,883	-1,760	882	-1,106	-1,547	0
2001	11,859	14,255	17,960	23,664	907	1,091	1,374	1,810	0	-2,667	-3,778	-3,148	907	-1,576	-2,404	-1,337
2006	13,500	16,277	20,444	26,938	1,033	1,241	1,564	2,061	-47	-3,486	-5,142	-4,749	985	-2,245	-3,578	-2,688
資金に対する割合(%)																
1970	100	100	100	100	4.8	4.8	4.8	4.8	5.9	4.2	3.7	2.5	10.7	9.0	8.5	7.3
1980	100	100	100	100	8.0	8.0	8.0	8.0	0.3	-5.9	-0.9	2.0	8.3	2.1	7.1	10.0
1985	100	100	100	100	7.1	7.1	7.1	7.1	0.0	-0.8	3.2	3.7	9.5	6.3	10.3	10.8
1990	100	100	100	100	7.7	7.7	7.7	7.7	0.0	-9.1	-5.3	-1.6	7.7	-1.4	2.4	6.0
1995	100	100	100	100	7.7	7.7	7.7	7.7	0.0	-15.8	-14.7	-6.3	7.7	-8.1	-7.0	1.4
2000	100	100	100	100	7.7	7.7	7.7	7.7	0.0	-15.6	-16.5	-7.6	7.7	-8.0	-8.9	0.0
2001	100	100	100	100	7.7	7.7	7.7	7.7	0.0	-18.7	-21.0	-13.3	7.7	-11.1	-13.4	-5.7
2006	100	100	100	100	7.7	7.7	7.7	7.7	-0.4	-21.5	-25.2	-17.6	7.3	-13.8	-17.5	-10.0

注: (1) 全2の子供は扶養控除、勤労所得税額控除、児童税額控除の資格があると想定している。
(2) 家族は他の税額控除を請求しないものとする。
(3) 項目別控除は調整総所得(AGI)の21%と想定する。21%は全ての項目別控除者にとって2004年の平均的割合である。
(4) 全ての所得は資金所得と想定する。
(5) 家計維持は65歳以下である。
(6) 社会保障税は被用者負担部分のみを表している。
出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution(2007), *Income, Payroll Taxes, and Income Taxes for Married Couples at the Poverty Threshold by Number of Children, 1970-2006*より作成。

今日貧困水準にある低所得層には子供の数に関わらず所得税はかからなくなっているが、それには税額控除が大きな役割を果たしている。そこで税額控除について検討してみよう。表30は、2008年の所得税申告書の主要税額控除のAGI別構成比を示したものである。主要な税額控除は、児童税額控除、勤労所得税額控除、外国税額控除の3つである。このうち低所得者にターゲットが置かれているのは、勤労所得税額控除である。外国税額控除は高所得層をターゲットとしていることが同表より見て取れる。

表30 所得税申告書の主要税額控除のAGI別構成比(2008年)

単位:件、1,000ドル、%

調整総所得(AGI)の規模	税額控除合計		児童税額控除		勤労所得税額控除		外国税額控除	
	申告者数 (件)	金額 (1,000ドル)	申告者数 (件)	金額 (1,000ドル)	申告者数 (件)	金額 (1,000ドル)	申告者数 (件)	金額 (1,000ドル)
全申告書(課税申告書+非課税申告書)	55,228,850	72,351,876	25,173,769	30,537,638	3,382,492	970,587	6,708,279	16,572,321
同構成比	100	100	45.6	40.5	6.1	1.3	12.1	22.0
全申告書のAGI別構成比(%)	100	100	100	100	100	100	100	100
非調整総所得	0.01	0.02	0.01	0.01	0.0	0.0	0.005	—
1~5,000未満ドル	0.1	—	0.01	—	0.0	0.0	0.8	0.01
5,000~10,000未満ドル	1.2	0.04	0.02	—	9.1	1.6	0.8	0.01
10,000~15,000未満ドル	5.9	1.0	0.4	0.4	26.2	8.9	1.3	0.03
15,000~20,000未満ドル	8.7	2.2	4.7	0.9	6.4	6.3	1.6	0.06
20,000~25,000未満ドル	9.1	3.2	7.1	2.8	9.0	17.0	2.0	0.1
25,000~30,000未満ドル	8.3	4.3	8.3	4.6	21.8	36.5	2.3	0.1
30,000~40,000未満ドル	13.1	9.0	14.8	11.3	27.0	29.6	5.1	0.3
40,000~50,000未満ドル	9.6	8.6	11.8	12.1	0.3	0.2	5.7	0.4
50,000~75,000未満ドル	16.6	19.4	23.2	30.1	0	0	15.2	1.5
75,000~100,000未満ドル	11.3	14.6	16.0	22.5	0	0	14.0	1.6
100,000~200,000未満ドル	12.5	12.9	13.7	15.7	0	0	28.0	6.5
200,000~500,000未満ドル	2.6	5.3	0.01	0.01	0	0	16.0	18.3
500,000~1,000,000未満ドル	0.6	3.7	0	0	0	0	4.2	13.4
1,000,000~1,500,000未満ドル	0.2	2.0	0	0	0	0	1.2	7.2
1,500,000~2,000,000未満ドル	0.07	1.2	0	0	0	0	0.5	4.5
2,000,000~5,000,000未満ドル	0.1	3.4	0	0	0	0	0.8	13.3
5,000,000~10,000,000未満ドル	0.03	2.0	0	0	0	0	0.2	7.8
10,000,000ドル以上	0.02	5.8	0	0	0	10	0.2	24.9

出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution(2010), *All Returns: Tax Liability, Tax Credits, and Tax Payment, by Size of Adjusted Gross Income, Tax Year 2008*より作成。

低所得者をターゲットとした勤労所得税額控除に焦点を当ててみよう。表31は1975-2008年期の勤労所得税額控除の受取家族数と税額控除額を示している。勤労所得税額控除(EITC)は、1996年の福祉改革法でAFDCを就労促進を目的としたTANFに代え

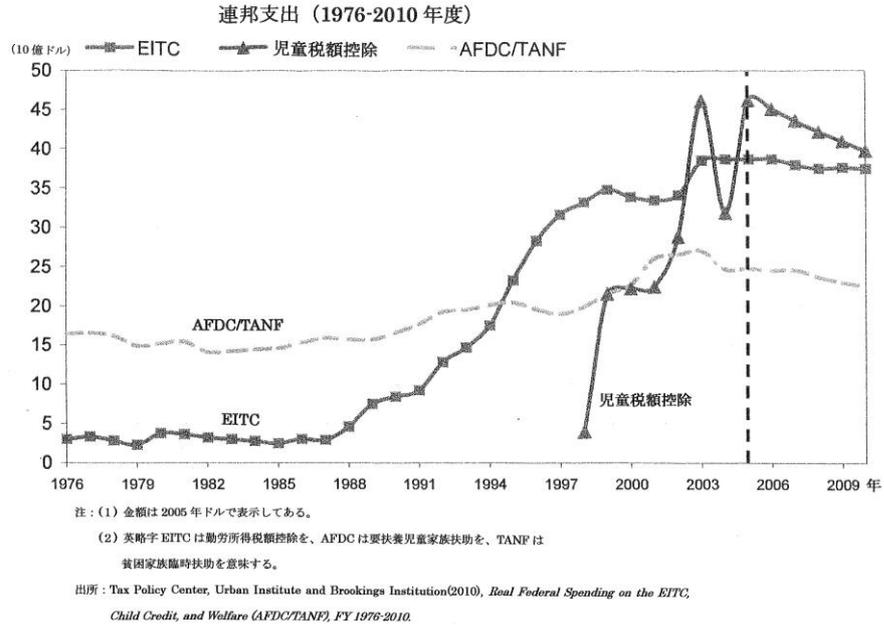
たが、その趣旨を受けて以後急激に EITC の受取対象者数と合計金額は伸びていくことになる。また税額控除額が増えるだけでなく税額控除額に対する還付額の割合も 1990 年代後半には 8 割台になり、さらに最近では 9 割台に近づいている。なお、図 10 により福祉の重点が AFDC/TANF から勤労所得税額控除や児童税額控除に移ってきていることを読み取ることができる。

表31 勤労所得税額控除の受取家族数と税額控除額(1975-2008年)

	受取家族数 (1,000家族)	勤労所得税額 控除額合計 (100万ドル)	勤労所得税額 控除還付額 (100万ドル)	税額控除額に対する 還付額の割合 (%)	1家族当たり 平均控除額 (ドル)
1975	6,215	1,250	900	72.0	201
76	6,473	1,295	890	68.7	200
77	5,627	1,127	880	78.1	200
78	5,192	1,048	801	76.4	202
79	7,135	2,052	1,395	68.0	288
80	6,954	1,986	1,370	69.0	286
81	6,717	1,912	1,278	66.8	285
82	6,395	1,775	1,222	68.8	278
83	7,368	1,795	1,289	71.8	224
84	6,376	1,638	1,162	70.9	257
85	7,432	2,088	1,499	71.8	281
86	7,156	2,009	1,479	73.6	281
87	8,738	3,391	2,930	86.4	450
88	11,148	5,896	4,257	72.2	529
89	11,696	6,595	4,636	70.3	564
90	12,542	7,542	5,266	69.8	601
91	13,665	11,105	8,183	73.7	813
92	14,097	13,028	9,959	76.4	924
93	15,117	15,537	12,028	77.4	1,028
94	19,017	21,105	16,598	78.6	1,110
95	19,334	25,956	20,829	80.2	1,342
96	19,464	28,825	23,159	80.3	1,481
97	19,391	30,389	24,396	80.3	1,567
98	20,273	32,340	27,175	84.0	1,595
99	19,259	31,901	27,604	86.5	1,656
2000	19,277	32,296	27,803	86.1	1,675
01	19,593	33,376	29,043	87.0	1,704
02	21,703	38,199	33,737	88.3	1,760
03	22,024	38,657	34,012	88.0	1,755
04	22,270	40,024	35,300	88.2	1,797
05	22,752	42,410	37,465	88.3	1,864
06	23,042	44,386	39,072	88.0	1,926
07	24,584	48,540	42,508	87.6	1,974
08	24,754	50,699	44,280	87.4	2,047

出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution (2010), *Earned Income Tax Credit: Number of Recipients and Amount of Credit, 1975-2008*より作成。

図 10 EITC、児童税額控除及び福祉（AFDC/TANF）への実質的



(5) 2001年・2003年ブッシュ減税政策とその所得再分配効果

表 32 は、2000 年代に制定された主要な税法及び関連法の要点を記したものである。このうち 2009 年アメリカ再生・再投資法（ARRA）だけがオバマ政権になってから成立したもので、他は皆ブッシュ政権期に成立している。ブッシュ政権の税財政政策の特徴は、大型減税を実施したことにあるが、その大型減税の柱となる税法は 2001 年経済成長・租税負担軽減調整法（EGTRRA）と 2003 年雇用・成長租税負担軽減調整法（JGTRRA）である。他の税法の多くは、この税法を補完する形で制定されている。2000 年代の各税法・関連法の要点は、表 32 に書かれている通りである。

表32 2000年代の主要税法・関連法の要点

<p>2001年経済成長・租税負担軽減調整法(EGTRRA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の15～39.6%の所得税率を段階的に引下げ2006年から10～35%にする。 ・児童総額控除を従来の500ドルから段階的に引き上げ、2010年には1000ドルにする。そして一定条件で還付可能とする ・結婚ペナルティの解消。夫婦(共同申告)が独身者に対して不利な状態を解消するために、夫婦の標準控除と15%ブラケット上限額の独身者に対する割合を段階的に引き上げ、2009年から完全に2倍にする。 ・代替ミニマム税の基礎控除を、夫婦共同申告の場合従来の45,000ドルから、2001～2004年間に49,000ドルに引き上げる。 ・遺産税の最高税率を段階的に引き下げ、非課税枠を段階的に引き上げ、2010年に同税を廃止する。 ・高所得者の項目控除・人的控除の制限解除。 ・退職貯蓄拠出金上限額の引上げ。 ・各種教育控除の引上げ。 ・新規設備費の30%まで控除できる「ボーナス減価償却」の導入(2001～2004年)。
<p>2002年雇用創出・労働者援助法(JCWAA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度割増(ボーナス)償却30%の追加を許可。 ・欠損金の5年繰り戻し。 ・一定の控除拡大。 ・ニューヨーク市のための租税特別措置。
<p>2003年雇用・成長租税負担軽減調整法(JGTRRA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2001年EGTRRAの規定の実施時期を早める。2006年から所得税率を10～35%にする予定であったが、実施時期を早め2003年からとする。児童総額控除2倍化を2010年に実施する予定であったのを早め、2003年から実施する。結婚ペナルティの解消措置の完全実施予定を早め、2003年から完全実施する。2003-04年の代替ミニマム税の基礎控除額を2001年をEGTRRAの予定より引き上げる。 ・配当所得に対する税率を、2003-07年5%、15%、2008年0%、15%、に引き下げ、2009年から通常税率に戻す。 ・長期キャピタルゲイン(1年超保有)に対する税率を2003-07年5%、15%に引き下げ、2009年からは1年超保有10%、20%、5年超保有8%、18%とする。 ・初年度割増(ボーナス)償却を2003-04年につき、これまでの30%から50%に引き上げる。 ・中小企業事業者の即時償却枠をこれまでの25,000ドルから2003-07年間は100,000ドルに引き上げる。
<p>2004年勤労家族減税法(WFTRA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EGTRRAとJGTRRAの期限切れ規定の延長。10%ブラケットの上限金額をJGTRRAは、2003-04年14,000ドル、2005-07年12,000ドル、2008-2010年14,000ドルとしていたのを、WFTRAでは2004-2010年14,000ドルとした。夫婦共同申告の標準控除の2倍化の時期を2008年まで延長する。EGTRRAでは児童総額控除1000ドルは、2003-04年と2010年にだけ適用されたが、WFTRAでは2005-09年の時期にも適用される。代替ミニマム税の58,000ドルへの引上げは、EGTRRAでは2003-04年の適用であったが、WFTRAでは2005年も適用される。
<p>2004年アメリカ雇用創出法(AJCA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出優遇税制であるETI(国外所得免税制度)の段階的廃止。 ・米国内で製造された不動産、ソフト、音楽媒体等の販売等による所得の一定率の控除を認める。 ・中小企業事業者の即時償却枠拡大措置の延長。 ・小売売上税に係る控除の創設。 ・国内再投資目的の本国送金に係る控除: 従属外国子会社より受領した配当について、その配当額の85%の控除を認める。
<p>2005年増税回避調整法(TIPRA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業者に係る即時償却枠拡大措置を2009年末まで延長する。 ・長期キャピタルゲイン及び配当所得に係る個人所得税率の軽減措置が2008年末までであったが、2010年末まで延長する。これにより、長期キャピタルゲイン及び配当については、2006-07年は5%、15%、2008-10年は0%、15%となる。 ・代替ミニマム税の軽減措置が2005年末に期限切れになったので、2006年末まで延長し、夫婦共同申告の場合の基礎控除額も62,550ドルに増額する。
<p>2006年年金保護法(PPA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EGTRRAでは、IRAへの拠出限度額を2005年から2007年の間4,000ドルに、2008年以上5000ドルに増額することとされたが、この規定を恒久化する。 ・EGTRRAにおいて定められた他の適格退職勘定に対する税額控除(2000ドル上限)についても恒久化する。
<p>2007年増税防止法(TIPA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替ミニマム税の基礎控除額を単身者44,350ドル、夫婦共同申告者66,250ドルに増額し、この優遇措置を2007年まで延長する。
<p>2008年景気刺激法(ESA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者の場合600ドルを上限として、夫婦の場合1,200ドルを上限として税額還付する。 ・2008年新規設備投資に対し50%の即時償却を認める。また中小企業事業者向け即時償却枠を拡大する。
<p>2008年緊急経済安定化法(EESA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファニーメイ・フレディマックの優先株譲渡損失を通常損失として取り扱う。 ・クリーンエネルギーによる発電等に係る税額控除を拡充する。 ・代替ミニマム税の基礎控除額を単身者46,200ドル、夫婦共同申告者69,950ドルに増額し、この優遇措置を2008年まで延長する。 ・一定の所得控除、一定の税額控除を延長し、内容も修正する。
<p>2009年アメリカ再生・再投資法(ARRA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009-10年に、勤労世帯の95%を対象に、1人当たり400ドル(夫婦の場合800ドル)の給付付き税額控除を源泉徴収時に実施する。 ・所得額が400ドル(夫婦の場合800ドル)に達しない世帯も対象となるが、給付付き税額控除の額は勤労所得の6.2%で頭打ちとなる。 ・代替ミニマム税の基礎控除額を単身者46,700ドル、夫婦共同申告者70,950ドルに増額し、この優遇措置を2009年まで延長する。 ・児童総額控除は12,550ドル以上の所得がないと適用されないが、2009-10年の時限措置として、3000ドルまで最低所得要件を引き下げる。 ・新規設備投資に対する50%特別償却措置を1年延長する。 ・中小企業事業者を対象に、欠損金の繰戻し還付を拡大する。 ・クリーン・エネルギー発電を促進するための法人税等の優遇措置を拡充する。
<p>出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution (2010), <i>Summary of Major Tax Legislation from 1940-2009</i>. 財務省財務総合政策研究所編(2001-2010)『財政金融統計月報』各年度4月号。</p>

2001年・2003年減税法は税法のタイトルに書かれている通りに経済対策を意図したものである。つまり限界税率の引き下げ等によって、就労と投資のインセンティブを高め、高税率と関わりのある経済的歪みを減らし、全般的に税負担を減らし、経済成長の見通しを改善することである。

2001年・2003年ブッシュ減税について評価するには、当然経済成長効果を見なければならないが、他にも財政収支改善効果や所得再分配効果も見なければならない。ただ本論の課題からすれば所得再分配効果について焦点を当てることになる。その前に経済成長効果と財政収支改善効果について少し見ておこう。

2008年と2009年の『大統領経済報告書』は、いずれもブッシュ減税を総括して、「減税は労働供給、貯蓄、投資、企業ガバナンスの歪みを是正した」と述べている⁽¹⁹⁾が、実際にどれだけ経済成長に貢献したのか具体的な数値を挙げて述べていない。

予算政策優先研究所の調べによれば、2001-2007年期のGDP、投資、消費、純資産、賃金・給与、雇用の伸び率は、第二次大戦後の他の経済拡大期の平均的な伸び率より低かった。賃金・給与と非住宅投資は特に過去の拡大期と比べて緩慢であった。政府は雇用増の記録を誇るが、2000-2007年期の雇用の伸びは戦後のどの拡大期よりも弱かった。勤労世帯の中位の所得はその期間に下落した。2006年に65歳未満の人が世帯主である世帯の中位の所得は、インフレ調整すると2001年不況期の水準より1300ドル低かった。同時に2006年には貧困率や医療保険に加入していないアメリカ人の割合が2001年不況期より高くなっている⁽²⁰⁾。これを見れば、ブッシュ減税は所期の経済成長効果を上げていないことになる。

次にブッシュ減税の財政収支改善効果について検証してみよう。ブッシュ大統領は2006年2月8日に減税すると税収は増えると言っている。つまりブッシュ減税は自償的だということになる。しかし、現実はどうか。2001-2007年期に様々な予算関連立法が成立し約3兆ドル程赤字が増えた。議会予算局はこの赤字に貢献した予算項目の内訳を明らかにしている。それによれば、ブッシュ減税48%、国防等安全保障35%、エンタイトルメント予算10%、国内裁量プログラム7%となっている⁽²¹⁾。ブッシュ減税は2001-2007年に約1.44兆ドルの赤字を加えており、しかもこれらは国債発行資金によって賄われている。したがって、ブッシュ政権が望んだ減税による財政収支改善効果は見られず、むしろ逆に財政収支赤字を拡大している。

減税による所得再分配の問題に移ろう。ブッシュ政権の経済諮問委員会は、減税により連邦税の負担分布がどう変わったのか、言い換えれば連邦税の累進性はどう変わったのかを問題とするが、減税の結果所得分布がどう変わったのかまでは追求していない。2005年の『大統領経済報告書』は公平性問題について2つの角度から論じている。

第1は、納税者の分位別負担割合を見るもので、2001年減税実施以後2004年までの減税の結果として、連邦税の約3分の2は、納税者の上位20%（第5分位）が負担しており、2001年減税法成立以前と比べてその割合は増加していると述べている。第2は、所得に占める連邦税の割合を見るもので、第5分位で減税前後ともその割合が高く、第1分位と第2分位の低所得層は、第4分位や第5分位の高所得層と比べて連邦税削減率が高いことを指摘している。第1、第2の公平性の検証の結果として、2001年・2003年ブッシュ減税は、連邦税制の累進性全体を高めたと結論づける⁽²²⁾。2007年の『大統領経済報告書』も同様の

視点から 2001～2007 年減税の 2007 年における連邦税の負担への影響について、高所得(上位 20%) の納税者は、2007 年に連邦税全体の 73%を支払ったが、第 2・第 3 分位は 9.5% だけを支払ったと推計されると述べている⁽²³⁾。2004 年と同様ブッシュ減税が連邦税制全体の累進性を高めていると言いたいのであろう。

このようなブッシュ減税の公平性に関する見方に対して、上院財政委員会の証言で予算政策優先研究所の R.グリーンスタイン所長は、痛烈に批判している。2001 年・2003 年減税でトップ所得層の支払う連邦税の割合が増えたのは、租税法がより累進的になったからではなく、トップ所得層が得ている所得の全所得に占める割合が急激に増加したためであるという。さらに、トップ所得層の所得増加は非常に大きいので、彼らが他の所得層より所得に対する割合としてより大きな減税を受けたとしても、また彼らが連邦税で支払う所得部分の所得全体に対する割合が他の所得層にとってそれが下落する以上に下落したとしても、連邦税の大きな部分を支払うのである⁽²⁴⁾。

以上の議論を念頭において表 33 を見てみよう。表 33 は、2008 年と 2010 年時点での 2001-08 年減税法の個人所得税・相続税規定による連邦税の変化を示したものである。この表を見て次のような点を指摘することができる。第 1 に、「納税者の割合」の欄を見ると、2008 年も 2010 年も第 2 分位～第 5 分位までは納税者のほとんどが減税の恩恵を受けるが、第 1 分位はそうではない。また、わずかながらも増税となる分位がある。第 2 に、減税による所得再分配効果は、「税引後の所得の変化率」を見ると 2008 年、2010 年のいずれにおいても、トップ 1%、トップ 0.1%の所得層の伸びが大きいことが分かる。つまり減税は所得分配の不平等を拡大する方向に作用しているのである。第 3 に、「連邦税変化額の分位別割合」の欄を見ると、2008 年、2010 年ともに富裕層である第 5 分位層が大きな恩恵を受けていることが分かる。中でもトップ 1%とトップ 0.1%の最高所得層の平均連邦税の減税額の大きさは際立っている。第 4 に、平均連邦税率の低下幅(%ポイント)で見ても、2008 年と 2010 年ともに大きいのは、トップ 1%とトップ 0.1%の最高所得層である。第 5 に、AMT 納税者数を考慮に入れた場合の平均連邦税率は所得層が上がるにつれ高まっており、累進性を示している。

表33 2001-08年減税法の個人所得税・相続税規定による連邦税の変化(2008年と2010年)							
現金所得 分位	納税者の割合		税引後 所得の 変化率(%)	連邦税変化額の 分位別割合 (%)	平均連邦税の 変化額 (ドル)	平均連邦税率	
	減税となる 納税者	増税となる 納税者				変化 (%ポイント)	AMT納税者数を注(1) のように想定する場合
2008年							
第1分位	78.7	0.1	4.3	4.7	-425	-4.1	1.1
第2分位	98.2	0.1	5.4	11.7	-1,272	-4.7	8.3
第3分位	99.5	0.0	4.7	16.0	-1,900	-3.8	15.1
第4分位	99.5	0.0	4.2	19.8	-2,819	-3.3	18.6
第5分位	97.1	0.0	4.0	47.8	-7,676	-2.8	26.2
全体	93.1	0.1	4.3	100.0	-2,379	-3.3	20.9
<補遺>							
80-90%	98.4	0.0	3.8	11.9	-3,777	-2.9	21.8
90-95%	96.6	0.0	2.6	5.4	-3,529	-1.9	24.0
95-99%	94.1	0.1	2.4	7.0	-5,622	-1.7	26.5
トップ1%	99.1	0.0	6.0	23.5	-74,266	-4.0	30.0
トップ0.1%	99.8	0.1	6.8	12.4	-387,345	-4.4	31.7
2010年							
第1分位	25.1	0.5	0.7	1.0	-74	-0.7	4.6
第2分位	81.5	0.3	2.5	7.3	-642	-2.2	10.8
第3分位	94.8	0.2	2.5	11.2	-1,079	-2.0	17.1
第4分位	95.9	0.2	2.6	15.8	-1,826	-2.0	20.2
第5分位	93.1	0.0	4.0	64.6	-8,421	-2.9	25.7
全体	73.4	0.3	3.2	100.0	-1,934	-2.5	21.6
<補遺>							
80-90%	94.1	0.0	2.4	9.9	-2,534	-1.8	23.1
90-95%	89.9	0.0	1.9	5.3	-2,822	-1.4	24.6
95-99%	92.9	0.1	3.0	11.7	-2,670	-2.2	26.0
トップ1%	99.0	0.0	7.3	37.7	-97,028	-4.9	27.9
トップ0.1%	99.5	0.0	8.2	19.7	-501,517	-5.3	29.3

注：(1) AMT(代替ミニマム税)納税者の数を2008年は、ベースライン:1330万人、想定:2680万人とし、2010年は、ベースライン:1820万人、想定:3340万人としている。

(2) ベースラインはEGTRRA法以前である。この表の連邦税の変化は、2001年EGTRRA法、2003年JGTRRA法、2004年WFTRA法、2006年TIPRA法、2006年PPA法、2007年TIPA法、2008年ESA法を反映している。

(3) 負の現金所得のある者は、第1分位から除かれているが、合計には含まれている。

(4) この表で使われている現金所得階層は、全人口についての所得分布に基づいていて、同じ人数の人を含んでいるが、同じ人数の納税者を含んでいるわけではない。

(5) 2008年の各分位の境目は、2008年ドルで、20%18,726ドル、40%37,258ドル、60%65,634ドル、80%110,346ドル、90%159,187ドル、95%224,851ドル、99%601,906ドル、99.9%2,906,959ドルである。

2010年の各分位の境目は、2008年ドルで、20%19,264ドル、40%38,201ドル、60%67,715ドル、80%114,258ドル、90%165,007ドル、95%232,495ドル、99%620,442ドル、99.9%2,957,751ドルである。

(6) 税引後所得は現金所得マイナス還付される税額控除を除いた正味の個人所得税、法人税、社会保障税、相続税である。

(7) (個人所得税、法人税、社会保障税、相続税を含む)平均連邦税は平均現金所得に対する割合(%)である。

出所: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution (2008, 2010), *Individual Income and Estate Tax Provisions in the 2001-08 Tax Cuts, Distribution of Federal Tax Change by Cash Income Percentile, 2008; Distribution of Federal Tax Change by Cash Income Percentile, 2010*より作成。

なお、ブッシュ減税の所得再分配効果を問うた先行研究としては、Gale and Orszag(2004), Leiserson and Rohaly(2006)がある。

おわりに

エスピノーアンデルセンの定義に従えば自由主義レジームの福祉国家であるアメリカにおいて、1970年代以降世界的傾向となってきた所得不平等化が具体的にどのような形で現れてきているのか、そしてそれに対抗するための税財政による所得再分配機能や租税負担配分が国際比較してどのような特徴を持っているのかを検討してきた。

主な要点を列記すれば次のようになる。

第1に、アメリカは総税収の対GDP比が20%台の低福祉国家である。それを支えるのに、付加価値税を導入しておらず、主な税源を個人所得税、法人税、社会保障税という三

つの所得課税に依存している。そして総税収の中で法人税の比重が低下し、社会保障税の比重がそれを上回るようになっている。

第2に、所得税の対粗賃金所得比、「所得税プラス社会保険被用者負担マイナス現金給付」の対粗賃金所得比、全租税の楔のいずれの尺度で国際比較しても、アメリカの数値が低いが、広義の所得課税の労働コストへの影響を小さくするように意図的に追及しているからであろうと思われる。

第3に、2005年にジニ係数で見てアメリカの所得不平等度は一番高く、かつアメリカの所得不平等化は1970年代以降進んできていることが、ジニ係数及びタイル尺度の変化で確認できる。Piketty and Saez(2007)によれば、1913-2002年間にアメリカではU字型の所得不平等が観測される。1970年代以降の所得不平等の原因の1つに最富裕層の賃金所得増大による所得シェア拡大がある。他方アメリカの2000年代中頃の貧困率は先進6カ国の中で一番高い。人種的には黒人の貧困率が高く、年齢的には18歳未満の子供の貧困率が高い。

第4に、所得不平等の原因としては、技術革新による労働需要の格差、労働組合の組織率の低下、最低賃金引き上げの遅れ、低賃金の途上国との取引の拡大による低技能労働者の需要圧迫、不法移民の流入による低賃金化、学卒労働者数の変化、法外な役員報酬等が挙げられる。

第5に、アメリカは他の西欧福祉国家と違って、非現金移転(現物給付)を含んでいないという制約付きであるが、OECDのデータによると公的現金移転制度よりも租税制度での方がより大きく再分配機能を果たしている。

第6に、『2008年録書』によって、①65歳以上の高齢者、②18歳未満の全ての子供、③非婚世帯主とその18歳未満の子供の3つのケースに対する政府移転支出(現物給付を含む)と連邦税の防貧効果を見ると、①65歳以上の高齢者の貧困は、それらの所得再分配によって相当防がれている。②と③のケースの防貧効果は弱い。

第7に、現金移転のみならず非現金移転をも課税ベースに入れた場合のアメリカの連邦税制の累進性と所得再分配について、時系列的变化を見て言えることは、連邦税制の再分配機能による所得不平等改善効果自体はそう変わっていないが、所得不平等化のテンポが速いために、急速に進む所得不平等化そのものに改善効果が追いついておらず、税引後所得の不平等化も進んでいる。

第8に、個人所得税の累進性は、各種控除と累進税率によって確保されてはいる。低所得者向には勤労所得税額控除がある。この制度は1996年の福祉改革法による福祉政策の大転換を機に就労支援の手段として大きく拡大してきている。子供の貧困率が高いために、子供のいる世帯に配慮した児童税額控除や児童養育税額控除等も拡充が図られている。しかし、ブッシュ政権期には累進性にもとる最高税率の引下げや高所得者の負担軽減となるキャピタルゲイン・配当減税が行われている。また高所得者に有利な外国税額控除も行われている。

第9に、2001・2003年ブッシュ減税の所得再分配効果についてであるが、政権側は富裕層の租税負担割合の高まりをもって累進性維持を強調するが、それは富裕層の税引前所得の拡大によるものであって減税政策の効果ではない。減税政策で大きな恩恵を受けたのは富裕層であり、ブッシュ減税は所得不平等化を一層促進したのである。また、ブッシュ減

税は連邦財政赤字の中心要因でもあり、また期待されたほどの経済成長をもたらさなかった。

ところで、表 32 に載っている EGTRRA、JGTRRA、WFTRA、TIPRA といった減税法は 2010 年末に期限切れとなる。期限切れをそのまま放置すると 2011 年には数百億ドルの増税となる。ブッシュ政権は、任期中にこれらの減税法の恒久化を図ろうとしたが実現できなかった。オバマ政権は、ブッシュ減税のうち 25 万ドル以下の所得層向け減税だけは残すが、25 万ドル以上の富裕層向けの減税を廃止し、その税収を財政再建に充てようとしている。具体的には、キャピタルゲインや配当の課税軽減を年収 25 万ドル以下の所得層に限定して継続するが、25 万ドル以上の富裕層は打ち切る方針であり、また所得税の最高税率を 35%から 39.6%に戻す等の富裕層に対する増税を実施する構えである。しかし、11 月の中間選挙で共和党が下院を制すこととなり、オバマ政権が方針を貫くのは難しくなった。いずれにせよ、ブッシュ減税の恒久化と廃止のせめぎあいの結着如何によっては、2011 年以降のアメリカ連邦税制の所得再分配機能も大きく変わるかもしれない。

《注》

- (1) 1980 年代の研究としては、片桐 (1993)、63-72 ページを参照。
- (2) 「隠れた福祉国家」については、片桐(2005)、44-48 ページ ; 片桐(1993)、57-63 ページ参照。
- (3) CBO(2010).
- (4) G.エスピノーアンデルセン著、岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界 : 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房。
- (5) Mishel, Bernstein and Shierholz(2009), p.364, Table 8.3.
- (6) Cashell(1993), p.4.
- (7) U.S.Census Bureau(2010), pp.40-43.
- (8) Atkinson and Piketty(2007), p.550, Table 13.3.
- (9) Piketty and Saez(2007), pp.141-225.
- (10) OECD(2008), p.135, Table 5.1.
- (11) U.S.Census Bureau(2010), p.15.
- (12) Freeman(2007), pp.47-53.
- (13) McConnell, Brue and Macpherson(2010), pp.500-504.
- (14) OECD(2008), p.93, Note 14.
- (15) OECD(2008), p.104.
- (16) OECD(2008), pp.105-106.
- (17) OECD(2008), pp.113-114.
- (18) OECD(2008), p.115.
- (19) CEA(2008), p.121; CEA(2009), pp.151-159, p.172.
- (20) CBPP(2008), p.5.
- (21) CBPP(2008), p.2.
- (22) CEA(2005), pp.78-79.

(23) CEA(2008), pp.127-128.

(24) CBPP(2009), p.9.

《参考文献》

伊藤公哉 (2009), 『アメリカ連邦税法 [第4版]』中央経済社。

片桐正俊 (1995), 「アメリカ福祉国家の問題先鋭化」『東京経大会誌』191号。

金児昭監修・長岡和範著 (2006), 『アメリカの連邦税入門 [第2版]』税務経理協会。

G.エスピノーア・アンゼルス著 岡沢憲英・宮本太郎監訳 (2001), 『福祉資本主義の三つの世界：比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房。

林正寿 (2007), 『アメリカの税財政政策』税務経理協会。

本庄資 (2007), 『アメリカの租税政策』税務経理協会。

Atkinson, A.B. and T.Piketty (2007), *Top Incomes over the Twenty Century: A Contrast Between Continental European and English-Speaking Countries*, Oxford University Press.

Cashell, B.W.(1993), “Recent Trends in the Distribution of Income in the United States,” *CRS Report for Congress*, No.93-229E, February.

Center on Budget and Policy Priorities(CBPP)(2008), *Tax Cuts: Myths and Realities*, Revised May 9.

Center on Budget and Policy Priorities(CBPP)(2009), *Testimony of Robert Greenstein, Executive Director, Center on Budget and Policy Priority before the Senate Committee on Finance*, March.

Committee on Ways and Means, U.S. House of Representatives (2008), *2008 Green Book*.

Congressional Budget Office(CBO)(2010), *The Federal Budget Deficit for 2010—Nearly \$1.3 Trillion*.

Council of Economic Advisers(CEA)(2005), *Economic Report of the President Transmitted to the Congress*, GPO, February.

Council of Economic Advisers(CEA)(2008), *Economic Report of the President Transmitted to the Congress*, GPO, February.

Council of Economic Advisers(CEA)(2009), *Economic Report of the President Transmitted to the Congress*, GPO, February.

Freeman, R.B.(2007), *America Works: The Exceptional U.S. Labor Market*, Russell Sage Foundation.

Gale, W.G. and P.R.Orszag(2004), “Bush Administration Tax Policy: Distributional Effects,” *Tax Notes* 104, No.14, September.

Leiserson, G. and J.Rohaly(2008), “The Distribution of the 2001-2006 Tax Cuts: Updated Projections, July 2008,” Urban-Brookings Tax Policy Center.

McConnell, C.R., S.L.Brue and D.A.Macpherson(2010), *Contemporary Labor Economics*, Ninth Edition, McGraw-Hill/Irwin.

- Mishel, L., J. Bernstein and H. Shierholz (2009), *The State of Working America 2008/2009*, ILR Press.
- Organization for Economic Co-Operation and Development (OECD) (2008a), *Taxing Wages 2007-2008, Special Feature: Consumption Taxation as an Additional Burden on Labour Income*.
- Organization for Economic Co-Operation and Development (OECD) (2008b), *Growing Unequal?: Income Distribution and Poverty in OECD Countries*.
- Organization for Economic Co-Operation and Development (OECD) (2009), *Revenue Statistics 1965-2008*.
- Purcell, P. (2009), "Income and Poverty Among Older Americans in 2008," *CRS Report for Congress*, RL32697, October 2.
- U.S. Census Bureau (2010), *Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2009*.